

につきて其の果して適法なるや否やを確定するを目的とし、其の適用する法規が行政法規なるの點に於て、私法法規の適用を確定する民事裁判及び刑法法規の適用を確定する刑事裁判と區別せらる。

(B) 行政裁判の機關。行政裁判は行政裁判所に於て之を行ふ。

行政裁判所は、長官、評定官及書記を以て組織す長官及評定官は其の獨立公平を保たしめんが爲め所謂終身官と爲し、行政裁判所總會の決議に由り退職を命ぜらるゝ場合の外は刑法の宣告又は懲戒處分を以てするに非ざれば其の意に反して退職轉官又は非職を命ぜらるゝ事なし。行政裁判は、長官及評定官五人以上の合議を以て之を行ひ、其の判決は過半数に依て之を爲す。

(C) 行政訴訟事項。行政訴訟とは行政廳の違法處分に依りて權利を毀損せられたる場合に於て、行政裁判所の判決を求むる方式也。故に行政訴訟たるには左の三要素を具備するを要す。

- (イ) 行政廳の處分に對するものなること。
- (ロ) 違法處分に對するものなること。
- (ハ) 權利を毀損したること。

行政訴訟を提起し得るが爲めには右の外尙ほ一の制限あり、即ち

- (ニ) 法律勅令の特に許せし場合なる事。

(D) 行政訴訟の手續。行政裁判所法に簡單なる規定あるの外は行政裁判所の決定によりて民事訴訟法の規定を準用し得べきものと定めらる。手續上注意すべき要點左の如し

(イ) 行政訴訟の提起は原則として先づ地方上級行政廳に訴願し其判決を経たる後に非れば之を提起し得ず。

(ロ) 行政訴訟は書面を以て之を提起する事を要す。

(ハ) 訴訟提起の期間は原則として處分ありたる日より六十日とす。

(E) 行政裁判所の判決の効果。行政裁判所は全國唯一のものなるを以て其判決は第一審にして同時に終審たる性質を兼ね直ちに確定す。一度確定したる以上、假令判決が法規に違反する事あるも其の事件に關しては最早や絶對に動かすべからざる也。

三、享樂消費と求益消費との區別を明かにすべし。

享樂消費と、求益消費とを區別すべき主要點は、消費の目的が直接に欲望を満足せしむるにありや、將た間接的なりやにあり。

即ち、人類が各種の欲望を直接に満足せしむるを目的として財貨を使用し又は消耗する場合には之

を稱して享樂消費と謂ひ、之に反し、消費の直接目的が生産をなして利益を收むるにありて欲望を満足せしむる等寧ろ間接的目的なる場合の消費を呼んで求益消費とは謂ふ也。

四、金銀兩本位の長所と短所とを説明すべし。

國際間の交通自在なる今日に於ては單に一國或は數國のみが金銀兩本位制を採用すること到底不能の事なれば、之に就ての長短を論ずるの要無かるべし。故に以下述べんとするは、萬國同盟して金銀兩本位制を採用すると假定せば之が長短果して如何と言ふ事也。

(A) 金銀兩本位制の長所。

(イ) 金銀比價の動搖を防ぎ、之より生ずる諸弊害を除去し得る事。

第十九世紀の初期に於て佛、伊、白、瑞等の諸國同盟して金銀兩本位制を採用してより數十年間能く金銀の比價を保持し得たりし歴史に徴するも、萬國同盟せば金銀比價の變動を避け得る事明か也。

(ロ) 通貨の不足を補ひ、從つて物價の下落を防ぎ得る事。物價の下落は一般生産業の不振、利子の下落労働者賃銀の低落となり、一般經濟界の困弊を來たすもの也。而して之を救ふに最も有力な

るは即ち金銀兩本位制を採用するにあり、

(ハ) 物價の變動を小ならしめ得る事。物價の變動甚しきは一般經濟界に悪影響を及ぼす基也。

然るに、金銀兩本位制を採用する時は、金銀兩貨互に相補償するの結果、物價の變動を小ならしむる也。

(B) 金銀兩本位制の短所。

(イ) 列國同盟して金銀兩本位の制度を採る事は困難也。何となれば、各國の利害は常に相伴ふものにあらずればなり、彼の萬國貨幣同盟の如きは寧ろ空想に屬するものと謂べし。西紀一八七八年の巴里會議以來屢々國際貨幣會議開かれしと雖も遂に好結果を得ざりし事之を證して餘りあり。

(ロ) 金銀何れか一が意外に多く産出せらるゝ時は、其の方のみ多く市場に流通し、兩本位制の本質を失ふに至るべし。

(ハ) 列國同盟の力は全く金銀比價の變動を防ぎ得るや疑はし。何となれば金銀の比價は其の需要供給の關係によりて昇落するものなれば也。

之を要するに、金銀兩本位制は理想として頗る立派なるには相違なけれ共、果して之を實現し得るや否やは目下の所にては未だ疑問なりと言はざる可からざる也。

第二十二回 (四十一年度) 豫備試験

一、憲法、法律及命令の意義並に區別を論ずべし。

A 憲法、法律、命令の意義。

(イ) 憲法。憲法なる語には種々の意義あり。即ち最廣義に於て憲法と言へば、國家の根本法則——國權の組織及行動に關する基礎たる法則——を意味す。然れ共、普通に憲法と言ふ時は、立憲國の基礎法のみを指す也。而して、後者の意義に於ける憲法に就て之を見るも、尙ほ種々の意義を含めるを認む、即ち

憲法の法則が成文法典を以て規定さるゝ時は、之を成文憲法と言ひ、不文の慣習又は種々の單行法律を以て定めらるゝ時は之を不文憲法と稱す。

次に、成文憲法のみ就て考ふるも尙ほ其の規定の内容は決して一ならずして、或は繁なる事あり、或は簡なる場合あるを知る。此の點より更に憲法を實質及形式の二つに分つ事あり、前者は立憲國々權の組織、行動に關する基礎法を意味し、後者は形式上に憲法として指定せられたる成文の法典のみを意味す。

更に其の變更手續が普通の法律よりも困難なるや否やにより憲法を二つに分つ變更手續の困難なるを硬質憲法と言ひ、然らざるを軟質憲法と稱す。

尙又憲法を欽定、民定の二者に區別する事あり、前者は君主の獨裁に成りたる憲法を意味し、後者は國民の合議により成りたる憲法を意味す。

前述の如く、憲法は種々の意味に解せらるゝと雖も、其の國家の根本法たり、基礎法たるに於ては悉く一致するもの也。

(ロ) 法律。廣義に解する時は、法律は「主權者の命令する人民行爲の規則」を意味す。

狹義に於ては、法律なる語は「帝國議會の協贊を経て制定發布せられたる規則」を意味す。

普通に法律と言へば後者を指す。

(ハ) 命令。普通に命令と言ふ時は、天皇が帝國議會の協贊を経ずして發し、又は發する事を他の機關に委任して發せしむる法規を指す。故に命令は其の之を發する機關の異なるに隨ひ種々の名稱あり。

B 憲法。法律。命令の區別。前述したる所にて既に明かなるが如く、憲法及法律は、種々の意義を包含せるを以て、一般的に其の區別を論ずる事難し。

故に茲には主として我國に於て言ふ所の憲法、法律、命令三者につき、其の區別を論ぜんとす。

(イ)三者は各其制定、公布及變更の手續形式を異にす。

帝國憲法は、純粹なる欽定憲法にして、天皇以外、他の何者も之が制定に與る事なかりき。且つ之を變更するに當つても勅命によるの外、何人も改定變更の動議を提出する事を得ず。

法律の制定に當りては、必ず三階段を経るを要す。即ち、法律案の提出、議定、裁可之也。而して法律案の提出は兩議院並に政府共に之を爲し得可く、議定は専ら帝國議會の權限内にあり、裁可は一に天皇の大權に屬す。而して其の變更、改定は必ず法律を以てするを原則とす。

其の公布は官報を以てす。

命令は其の種類の異なるにより各其の制定の形式を異にすと雖も、其の議會の協賛を経ざるの點に於て一致す。其の變更の如きも法律を以てするを得べく、亦命令を以てするを得べきを原則とす。公布の形式に於ても官報を以てするあり、或は別に定むる方式による事あり。

(ロ)三者は其の形式上の効力を異にす。

既に述べたるが如く、憲法は國家の根本法たり。憲法は本にして法律命令は枝葉也。憲法は本流にして法令は支流也、細流也。

故に法律命令を以て憲法を動かす事能はず、若し法律命令にして憲法の條文に反したるものあらんか、そは當然無効たり。

法律は議會の協賛を経て發したる法規にして、命令は然らず。故に法律を以て命令を改廢する事を得れ共、命令を以て法律を動かす事能はざるを原則とす。故に法律の規定に違反せるの命令は無効也。三者形式上の効力より見る時は、憲法最も強く、法律之に次ぎ、命令は最も其力弱きを見る。

(右の如く三者は各々其の意義並に形式上の効力を異にすと雖も、而も其の國家の意思の發表、統治權のあらはれたる點に於ては皆一也。故に其の効力の強弱とは、唯だ形式上より見ての論にすぎずして其の國民に對して之を束縛するの効は同一也。

國民は其の憲法たり法律たり將た又命令たるに論なく一律に之に服從せざる可らず。彼の形式上の効力の如何等は敢て問ふと要せざるものとす)

二、無能力者とは何を言ふか、後見の性質及び効力を問ふ。

(A)無能力者の意義。私權の主體たる事を得る能力を稱して權利能力と言ふ。自然人は悉く權利能力を有す。

私權を行使するの能力を稱して行爲能力と云ふ。

行爲能力も亦何人と雖も完全に之を有するを原則とすれ共、例外として、法律は或る場合に限り私權行使の能力を奪ひて其の行使を得ざらしめ又は其の行使を制限する事あり是れ却つて私權享有者を保護するの所以にして其の人を稱して無能力者と言ふ。無能力者は單に其の文字上より觀察すれば全然能力を有せざる者の如けれ共、其實決して然らずして唯だ行爲能力を限定されたる者の謂也。故に無能力者と言はんよりは寧ろ限定能力者と稱するを適當とすべきか。

限定能力者を分つて二とす。一は之を一般無能力者と言ひ他は之を特別無能力者と稱す。前者は諸般の法律行爲を爲す能力を具へざるものと言ひ、後者は特種の行爲に限り之を爲す能力なきものを指し通常或る一定の人との間にのみ其行爲を爲す事を得ざるものとす。

我が民法は總則編に於て一般無能力者として左の四種を挙げたり。

(イ) 未成年者。滿二十歳未滿の男女を言ふ。未成年者は一般に法律行爲を爲す能力を有せず、之を爲すには其の法定代理人の同意を得る事を要す。(但し例外として或る範圍内に於て完全なる能力を有する場合あり。

(ロ) 禁治産者。心神喪失の常況に在る者にして或る人の請求により裁判所より禁治産の宣告を受けたるものと言ふ。

禁治産者は之を後見に付し、後見人をして其の身體を看護し且つ其の財産を管理せしむ。而して禁治産者の爲したる行爲は之を取消す事を得。

(ハ) 準禁治産者。老衰、疾病、不具等の事由の爲め精神の健全を缺き、法律行爲を爲すに就ての利害得失を判断するに充分なる智能を具へざるもの及び浪費者にして準禁治産の宣告ありたる者と言ふ。其の能力を補充する爲め保佐人を設く。

準禁治産者は或る種の行爲に限り保佐人の同意を要するの規定也。

(ニ) 妻。智識の上より見て私權行使の能力なきには非れ共、夫權を重んじ一家の秩序及利益を保持する必要上無能力者と爲し、或る種の行爲につきては夫の同意を得るを要する事と定めたる也。

(B) 後見の性質及効力。後見は親權の延長也と謂つて可也。

蓋し、自ら身分財産を處分する能はざる無能力者は通常其の父又は母が親權者として之を監督保護すれ共、時に不幸にして親權の及ばざる無能力者無しとせず、之等の爲めには親權者に代る者を設けざる可からず、之れ後見の制度ある所以也。

然りと雖も親權は父母之を行ひ、後見は父母以外の者之を行ふものなれば後見と親權とは其の効力に於て多少の差異あるは怪しむに足らざる也。

其の親權と異なる著しき點は左の如し。

三七二

(イ) 後見人は後見監督人又は親族會の監督を受けざる可からず。
(ロ) 後見人は被後見人に對して財産管理上に於ける一切の計算を爲さざる可からず。
(ハ) 後見人が被後見人の爲に爲すべき重要行爲に就ては豫め親族會の協議を要す。
後見の制は單に個人の利害に關係あるのみならず、延いては國家の盛衰にも大關係を及ぼすものなるが故に、各國皆精密なる法律を以て後見の制度を規定す。
我が民法に於ける重なる規定次の如し。

(1) 後見の開始。

(イ) 未成年者に對して親權を行ふものなき時、又は親權者が管理權を有せざる時。

(ロ) 禁治産の宣告ありたる時。

(2) 後見の機關。

(イ) 後見人。

(ロ) 後見監督人。

(ハ) 親族會。

(ニ) 裁判所。

(3) 後見の事務。後見人は未成年者又は禁治産者の身體及財産に關して左の職務を行ふ。

(イ) 身上の職務。特別の場合を除き親權者と同じの權利義務を有す。

禁治産者に對しては資力に應じ其療養看護に力むる事を要す。

(ロ) 財産上の職務。財産目録の調製。財産の管理等。

(4) 後見の終了。

(イ) 被後見人に就きて生ずる原因。死亡又は失踪。成年に達し或は禁治産の宣告の取消。母が繼夫を迎へ其者に於て親權全部を行ふに至りし時。他家に移りし場合。

(ロ) 後見人につきて生ずる原因。死亡又は失踪。辭職又は免職。法律上の失格。後見人の任務終了したる時は後見人は被後見人の財産の整算を爲して返還する義務あり。

三、生産遞減法の何たるやを明かにし、之を制限する

勢力に論及すべし。

(A) 生産遞減法の意義。凡そ土地の生産力には一定の限界あり、若し此の限界を越ゆる時は同一の資

本勞力を費すも其の收穫は却つて減ずるもの也。即ち全體としては増加の結果を來すも相對的（増加の割合）には遞次減少す。此の法則を稱して生産遞減法と言ふ。

(B) 生産遞減法を制限する勢力。生産遞減法は動かすべからざる法則にして、如何なる土地と雖も早晩此の法則に支配せらるゝに至るは明かなる事實なれ共、現時に於て未だ此の法則の實現を見る事少き所以は此の法則の活動を妨害する外界の勢力あるが爲めのみ。

今其の主なる勢力を擧げんか左の如し。

(イ) 個人の進歩。各個人の身體知識及徳義心の發達は能く遞減法の活動を妨ぐるに足る。

(ロ) 外界の進歩。政治、法律の改善、農事の改良等は其の重なるものなり。

之を要するに生産遞減法の活動を阻害する勢力を一言に盡せば、文明の進歩也と言ふ可し。

四、複本位制度と『グレシヤム』法則との關係を論明すべし。

複本位制度とグレシヤム法則との關係を明かにする爲めには先づ兩者の意義を説明し置くを要す。

(A) グレシヤム法則。グレシヤムの法則とは、同一市場に於て良貨と惡貨とは相並んで流通し得るものに非ずして惡貨は常に良貨を驅逐するもの也、と之也。

(B) 複本位制度。複本位制度とは二種以上の物質より成れる貨幣を以て法律上無制限に支拂ふ事を得るものとする制度也。而して此の制度は二種以上の各貨幣が同一市場にて流通するものと豫想し且つ之を理想とするもの也。

(C) 複本位制とグレシヤム法則との關係。前述したる所より考察する時は兩者の間には頗る奇異なる關係の存するを知る。即ち、

複本位制にして完全に行はれんか、グレシヤム法則は眞理たる能はず。グレシヤム法則にして充分に活動し得んか、複本位制は到底存在する能はざる也。

果して然らばグレシヤム法則の敵は複本位制也、自己の正なる事を證明するが爲めには先づ複本位制を打破せざる可からず。複本位制度の仇はグレシヤムの法則也、故に先づ此の仇敵を斃すに非ずんば自己の存立安定は得て期す可からざる也。

翻つて現時の經濟界を見るに複本位制は最早やグレシヤム法則の活動に敵すべくも非るが如し。今やグレシヤム法則のみ獨り經濟界を濶歩しつゝあるを見るのみ。萬國貨幣同盟が能くグレシヤムの法則に對抗し得るや否やは今後に於ける興多き觀物たらずんばあらざる也。

第二十二回(四十一年度)本試験

三七六

一、自治制度を平易に説明し、左の意義を明かにせよ。

(イ)公民。

(ロ)名譽職。

(A)自治制度の精神。行政機關を分つて官府及地方團體の二となすの結果として中央行政及地方自治行政の區別を生ず。

中央行政は國家直接の行政にして自治行政は國家間接の行政なり。即ち、

自治行政は國家が地方團體に委任して自治せしむるものにして團體の目的より言へば自己の權利として行ふ所の行政なれ共國家の目的より言ふ時は地方行政なり。

自治は團體の權利たると同時に又國法上の公職なり、之れ實に自治制の特質にして單なる中央制と異なる點なりとす。

猶ほ少しく詳細に論ぜんか、左の如し。

地方團體は法律上人格を認められ、權力、權利の主體として自ら行政を爲す事を得。即ち自治體は

國家より委任せられたる權力の主體にして而かも團體其のもの、機關之が作用を爲す也。

然れ共其の有する所の權力は團體固有のものに非ずして其の源を國家に發し、國家は法律の委任によりて豫め團體に對し自治の權能を付與する也。而して團體は國家より授けられたる權限によりて自ら其の任を盡し之を完成するを以て國家に對する責務となす。

故に地方人民が協力して共同の利益、團體の幸福を計るは即ち自治團體それ自身に對する責任たると同時に又國家に對する一大義務なり。

之を要する中央行政と地方自治制とは全然其の根本を異にし互に相衝突するが如きものに非ずして却つて兩者相提携して進む事によりて始めて地方の福利、國家の繁榮を期する事を得る也。

(B)公民及名譽職の意義。

(イ)公民。公民とは市町村住民中に於て、特別の事情により缺格者たる場合の外、市町村の選舉に參與し其の名譽職に選舉せらるゝの權利を有し且つ其の名譽職を擔任するの義務を有する者を言ふ。

公民たるの資格要件に關する市町村制(市制第九條及町村制第七條)の規定次の如し。

帝國臣民ニシテ獨立ノ生計ヲ營ム年齡二十五年以上ノ男子二年以來市(町村)ノ住民トナリ其市

(町村)ノ負擔ヲ分任シ且其ノ市(町村)内ニ於テ地租ヲ納メ若ハ直接國稅年額十圓以上ヲ納ムキハ其ノ市(町村)公民トス。但シ貧困ノ爲公費ノ救助ヲ受ケタル後二年ヲ經サル者禁治産者、準禁治産者及六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルモノハ此ノ限ニ在ラス。市(町村)ハ前項二年ノ制限ヲ特免スルコトヲ得。云云。

注意——實際の答案には箇條書とすを便とす。

(ロ)名譽職。名譽職は自治體の吏員中特に重要な地位を占め、公務を以て專職となさず他に本職を有するものにして兼て公務を擔任し、且つ俸給を受けざる者を謂ふ。

名譽職が普通官吏と異なる特徴を擧ぐれば次の如し。

- (甲)官吏は就任の義務を負ふ事なきを普通とするに反し名譽職は法律上其の就任義務を定めらるゝを通常となす。
- (乙)官吏たる身分と官職とは必ずしも離る可らざるものに非るに反し名譽職にありては其の吏員たる身分と職務とは常に相伴ふ。
- (丙)官吏は一定の資格試験に合格するか又は一定の經歷を有する事を任用の要件とすれども、名譽職は斯くの如き要件を必要とせず。

二、親族法及相續法に關する日本民法の重なる特色を論ぜよ。

親族法及相續法に關する日本民法の特色を一言にして盡さんか、「家族制度を認めて之を保護せるの點にあり」と謂ふ可き也。

我國上代に於ける國家の編制を見るに全く血族關係を基礎として構成し、第一の嫡流たる家長は共同祖先を祀るの權を握り同時に全國家を統治するの權を有し、氏族の關係を以て國家編制の基本とせり。而して斯かる國家を構成せる最下級の單位は家長の率ゆる家族たりしを以て家族制度大に發達せり。

然るに大化改新の結果、私權の秩序たる族制と公權の編制たる國家と相分離するに至り、家族制度之が爲め稍々衰運に向へり。されど政權の武門に移り封建制の行はるゝに及んでは、社會秩序維持の必要より家族制再び盛んとなり以て江戸幕府の末に至れり。

明治維新後となりては社會の状態全く一變し最早や家族制の存在を必要とする理由無きに至りたるも多年の習慣は容易に變革し得可くも非ず。之れ我が民法に於ては、其の實質に於て、親族關係に重きを置き、戸主權の如きは甚だ微弱なるものとせるにも拘はらず依然として家族の制度を維持し

此の制度を保護せる所以也。我が國の現状は今や家族より個人に進むの過渡時代にありと言つて不可なし。

既に家を認め、必ずや戸主權及家族たる身分の得喪、並に戸主、家族の權利義務につきての定め無かる可からず、之れ我が民法中に該規定ある所以也。

我が民法中隱居・廢家・絶家等につきての條文あるも亦家族制を認めたるの結果たり。

遺産相續の規定と共に家督相續につきての規定あるも亦我が民法の一特色たり。併し之れ亦怪しむに足らず、何となれば、既に家を認めたる以上、戸主權承繼に關する規定なかる可からざれば也。

三、財貨の價格に對し需要供給と生産費とは如何なる

關係を有するや。

(A) 財貨の價格と需要供給との關係。需要供給の關係は財貨の價格を決定するの一大勢力たり。其の理由左の如し。

需要多くして供給少き時は供給者は直ちに財の價格を引き上げべし。然るに價格騰貴する時は供給次第に増加すると共に需要は却つて減少するに至らん、何となれば、生産者は利の多さを見て其の

生産額を増加すべく需要者は價格の騰貴に避易して其の願望を中止し又は價廉なる物を得んとするに至るべければ也。斯くの如くして遂に需給の均衡を得るに至れば物價茲に定まる。

之に反して供給大にして需要小ならんか、則ち供給者は自己の貨物を成る可く早く賣却せんと欲して互に相競ふの結果物價を引き下ぐべし。然る時は需要増加し供給者は其の生産を中止するに至り遂に需給の權衡を得て價格一定す。之れ恰も一打撃を受けたる水盤内の水が高く低く波立つ事暫時にして遂に靜平に歸するが如し。

尙右に述べたる關係を表示すれば左の如し。



(B) 財貨の價格と生産費との關係。前述したるが如く、財貨の價格が需給の法則に支配せらるゝ事頗

る著しきものなりと雖も、而も需要大にして供給小ならば何處迄も價格騰貴し、需要小に供給大とならば際限なく價格の低落を來すやと言ふに決して然らずして價格の高低には一の中心點のあるありて如何なる場合と雖も價格は此の中心點を久しく離るゝが如き事能はざる也。

而して此の中心點は即ち財貨の生産費に外ならざる也。何となれば、供給者が財を生産する目的は利潤を得んが爲也、而して利潤は生産の純益中より生産費を減じたる残額に外ならざるが故に、若し財の價格が生産費を償ふに足らざらんか、生産者は利を得るに由なきを以て生産を中止するに至る可く、反對に財の價格が其の生産費を越ゆる事大なる時は供給者は争ふて生産額を増加し爲に價格の下落を見るに至る可ければ也。

之によつて考察する時は、永久に生産費を下るの物價なきと同時に永久に生産費を超過する事多大なる價格もあり得べからざる也。即ち財の價格は常に其の生産費を中心として上下するに過ぎざるを知る。

果して然らば生産費は需給の法則と共に財の價格を決定する一大勢力なりと言ふ可き也。

四、左の三語の意義を簡單に説明すべし。

(イ) 賃金の鐵則。

(ロ) 租税の轉嫁。

(ハ) 流動公債。

(A) 賃金の鐵則　リカルド氏によりて盛んに唱導せられ、社會主義學者ラッサル氏によりて命名せられたる一學說にして、其の要點は次の如し。

賃金騰貴して労働者の生活に餘裕を生ずるに至れば、結婚數を増加し随つて人口増加し労働者の數多くなるべし。然る時は自然。賃金騰貴を維持し難くして再び復舊す、之に反し賃銀意外に低落して労働者の生活困難とならんか、死亡者の増加、結婚數減少の結果を生じ遂に労働者の供給減じ随つて賃金騰貴し再び最低の生活費に密接するに至る。

故に労働者は遂に其の生活を改良する事能はざる也。右は社會の實狀に適合せざる一種の厭世論たるに相違なけれ共、亦一面の眞理を含まざるに非ず。

(B) 租税の轉嫁。租税の轉嫁とは納税者が自己の支拂ひたる租税の負擔を更に他人の負擔に移す作用、即ち租税移轉の順序を言ふ。

而して租税の轉嫁は箇々の經濟取引を経るに非れば所屬の定まらざる税源に課する租税に於て實現

するものにして、消費税、關稅等は之が例也。

(C) 流動公債。流動公債とは、支拂義務を辨濟するに當り眼前に自由資金存せざるが爲めに證券を以て又は證券なくして起債し短期間に償還せらるべき公債を謂ふ。其の特色を擧ぐれば左の如し。

(イ) 償還の時期短期に限らる。

(ロ) 國庫の收支上の一時不足を補ふが爲め後日の収入を償還の元資として發行せらる。

(ハ) 發行條件は常に變動し又之を左右する事を得。

流動公債を分つて二とす。即ち、

(1) 行政上の流動公債。

例へば、 會社の補助金及利子補給、請負人の契約保證金、供託金、裁判上の豫納金、出納官

吏の身元保證金、納稅保證金、郵便貯金、預金部の預金等。

(2) 財政上の流動公債。

例へば、……大藏省證券、一時借入金等。

第二十三回 (四十二年) 豫備試験

一、内閣及び樞密院の地位を説明すべし。

(A) 内閣の地位。内閣は國務大臣を以て組織す。内閣は合議制の機關にして、其の權限に屬する事項につき決議を爲す。内閣の決議を経るを要する事項は大要次の如し。

(1) 法律案及歳入出豫算案。

(2) 外國條約及重要なる國際關係。

(3) 官制又は法律執行に關する勅令。

(4) 諸省の間に於ける權限爭議。

(5) 天皇より下附せられ又は帝國議會より送致する人民の請願。

(6) 豫算外の支出。

(7) 勅任官及地方長官の任免進退。

(8) 高等行政に關し、事態稍重きもの等。

要するに内閣制度は、國務各大臣が天皇を輔弼するに當り他の國務大臣の意見を明かにし、併せて行政各部の連絡を維持するが爲めに存するものと言ふべき也。

(B) 樞密院の地位。樞密院は樞密顧問を以て組織せらる。憲法第五十六條に「樞密顧問ハ樞密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ應ヘ重要ノ國務ヲ審議ス」とあり。

右によりて明かなるが如く、樞密院は憲法上の一機關にして天皇に親接して其の諮詢に應ヘ重要な國務を審議して可否を献替するを任とするもの也。

蓋し國家の政務たる、或は立法に屬せず又行政にも屬せず二者の上に位するものあり、又或は帝國議會若くは國務大臣の職權範圍外にあるもの或は二者の中間に立ちて二者の均衡を保ち其の爭議の裁斷をなすを要する事あり、之等の事務に就きては議會と大臣との外に立ちて天皇を啓沃するの一機關なかるべからず、之れ樞密院の設けある所以也。

然りと雖も元來樞密院の本質は天皇の最高顧問として其の諮詢に應ヘ意見を上奏するに止まる。故に自ら進んで發議をなし或は議決上奏す可らざるは勿論にして決して施政に干渉するが如き事ある可らざる也。

樞密院に諮詢せらる可き事項左の如し。

(1) 皇室典範に於て樞密院の權限に屬せしめたる事項。

- (2) 憲法の條項又は憲法に附屬する法律勅令に關する草案及び疑義。
 (3) 憲法第十四條戒嚴の宣告、同第八條及第七十條の勅令及び其他罰則の規定ある勅令。
 (4) 列國との條約及約束。
 (5) 樞密院の官制及び事務規程の改正に關する事項。
 (6) 前諸項に掲ぐるもの外、臨時に諮詢せらるべき事項。

一、左の語の意義を説明すべし。

(イ) 律令。

(ロ) 訴願。

(ハ) 合名會社。

(ニ) 禁治産者。

(A) 律令。律令なる語は往々法律命令の意に解せらるゝ事無きにあらず共、普通の意義は左の如し。律令とは臺灣總督が自己の權限によりて其の管轄区域内に於て發する法律又は勅令に代るべき命令を言ふ。

律令を發するには、豫め勅裁を経て之を定め、臨時緊急を要する場合には勅裁を経ずして之を定むる事を得。然れ共此の場合には發布後直ちに勅裁を請はざる可からず。若し裁可を得ざる時は將來に向つて其の効力を失ふ事を公布するを要する也。

(B) 訴願。廣義に於て訴願と言ふ時は、憲法上の請願及所謂行政訴願を總稱すれ共、普通の意味に於ては後者のみを指す。即ち此の意味に於ては、

行政訴願は行政官廳の不當處分により權利又は利益を毀損せられたる場合に處分の取消又は變更を其の上級官廳に求むるを言ふ。

故に訴願を爲すが爲めには次の五要素を具備することを要する也。

- (イ) 行政官廳の處分なる事。議會又は裁判所の行爲に對しては訴願し得ず。
- (ロ) 處分なる事。假令、行政官廳の行爲なり共、行政契約及行政命令等に對しては訴願し得ず。
- (ハ) 處分の不當なる事。不當とは違法、越權及不便宜を含む。
- (ニ) 權利又は利益を毀損したる事。假令、處分不當なりとするも、權利又は利益を毀損せざる時は訴願し得ず。
- (ホ) 上級官廳の裁決を求むるものなる事。

然れ共、單に右の五要素を具備したるのみにては未だ必ず訴願し得るものに非ずして、右の要素を悉く備へたる上に尙ほ法律及勅令の特に訴願を許せし場合ならざる可からず。

訴願は行政監督の一方にして同時に人民の權利及利益の保護上最も必要なるもの、一なり。

(C) 合名會社。合名會社とは財貨又は勞務、信用等を出資と爲し數人共通の計算を以て商業を營み、其の社員は悉く無限の責任を有するものを言ふ。

無限責任とは、會社の財産を以て會社の債務を完済する事能はざる時は各社員連帶して自己の財産を以て會社の債務を辨済すべき會社債權者に對する責任を言ふ。合名會社が他の會社と異なる特徴左の如し。

- (イ) 社員悉く無限責任を負ふ事。
- (ロ) 財産以外に勞務、信用等をも出資となし得る事。
- (D) 禁治産者。(第二十一回豫備試験問題解答の(二)を見よ。)

三、爲替手形、約束手形及び小切手は如何なる場合に使用せらるゝか。

爲替手形、約束手形及小切手は、正貨の代用として使用せらる。而して正貨の需要を減じ且其の磨減を防ぎ尙ほ正貨の貯藏並に輸送に伴ふ危険及費用を省き得るは其の使用によりて生ずる効果也。尙ほ三者につきて其の使用せらるゝ場合を詳説せんか、左の如し。

(A) 爲替手形。爲替手形は振出人が或る者又は其者の指圖したる人に一定の金額を支拂ふ事を支拂人に委託する證書にして主として次の場合に使用せらる。

(イ) 貸借の關係を結了するの目的を以て使用せらる。

例へば。

茲に甲乙丙の三人あり。甲は乙に對して金千圓を支拂ふ義務を負ひ、乙は丙に對して金千圓を支拂ふ義務を負ふ。

此時、乙は金千圓の支拂を委託する爲替手形を甲に對して振出し、之を丙に交付す。

支拂期日到来の時、丙は其手形を呈示して甲より辨済を受く。

然る時は、一時に甲乙丙間に於ける貸借を決済する事を得て甚だ便利也。

(ロ) 送金の目的に供せらる。

例へば。

甲地に在る甲が、乙地の乙に送金せんとする時、甲地の銀行より乙地に在る丙を支拂人とする爲替手形を買取り之を乙に送付す。

乙は手形を呈示して乙地の丙より支拂を受く。

然る時は甲が乙に送金せんとするの目的は容易に達せらるべし。

(B) 約束手形。約束手形は振出人が、甲又は甲の指圖したる人に對し、自ら一定の金額を支拂ふ事を約する證書にして、現金の手許に不足せる時又は現金を以て支拂ふ事の不利なる場合に多く使用するものとす。

例へば

甲は乙に對し、金千圓を支拂ふ義務ありとせよ。此時甲は乙に約束手形を交付し、以て他日の支拂を約せり。

支拂期日に至り、乙は自ら甲に手形を呈示して支拂を受くる事を得可きも、又裏書を以て其手形を丙に譲渡す事を得る也。

然る時は丙は甲より支拂を受く。

丙も亦裏書を以て手形を他人に譲り渡し得るが故に手形は轉々流通するを普通とす。

(D) 小切手。小切手は、振出人が手形の受取人又は所持人に一定の金額を支拂ふ事を支拂人に委託する證書也。

小切手は通常銀行に向つて之を振出し、所持人に對し銀行をして現金を仕拂はしめんとする場合に使用する。

つまり、小切手は現金支拂に代へて之を受取人に交付する證書にして紙幣と同様に流通するもの也。

④ 穀價と地代との關係如何。

兩者の關係を述ぶるに先ち、兩者の意義を略説し置くを便利とす。

(A) 穀價。穀價とは單に五穀の價と言ふに止まらずして、一般土地の生産物の價格の意也。

而して穀價は、耕作限界地（現に耕作せられ居る土地の中、最劣等なるもの）の生産費によりて決定せらる。

(B) 地代。地代とは、土地の自然其物に對する報酬にして、一の耕地の生産力と耕作限界地の生産力との差によりて生ずるもの也。

換言すれば地代は優等地、劣等地、二者の間に存する生産額の差也。

(C) 穀價と地代との關係。前述したるが如く穀價は耕作限界地に於ける生産費によりて定まるもの也。然るに耕作限界地に於ては地代なし。故に地代は穀物の生産費を爲すものに非ずして之と無關係也。従つて地代は穀價に何等の影響を及ぼさず。

之に反し穀價の騰貴は地代の騰貴を來たす。何となれば穀價騰貴すれば從來耕作限界以下に在りし土地も尙ほ、耕作せらるゝに至る可く、従つて、耕作限界以上なりし某地の生産額と最劣等地に於ける生産額との差が以前よりも大となるが故也。

反對に價穀非常に下落する時は、地代の下落を來す。以上を約言すれば次の如し。地代は穀價に影響を及ぼさず。穀價は地代を決定す。

第二十三回（四十二年度）本試験

一、司法權の獨立とは何ぞや、其の意義其の必要なる

所以並に其の効果を平易に説明すべし。

(A) 司法權獨立の意義。司法權とは、或る特定の事實に對し直接に法律を適用するの權にして統治權の一作用也。而して司法權の獨立は法律を適用するの權が行政及立法の權と互に相干涉する事無きを謂ふ。

司法權の獨立は其の本源を三權分立說に發したるは勿論なれ共、今日に於ては、其の意義の三權分立說の主張と大に相異なるに至れり。即ち三權分立說に於ては、國權の作用を明かに立法、行政及司法の三種に區分し、是等三種の作用を全然獨立したる別種の關機に分屬せしめんとするにあれ共、斯かる事は實際に於て行ふ事能はざるものなるが故に現時に於ては最早や此の說の實現を企つるもの無く、各文明國は其の憲法及法律の明文によりて分立に對し多くの例外あるを認むるを見る。

故に現今司法權の獨立と稱するは、唯だ原則として司法權は行政、立法と相混ざる事なく、司法機關たる裁判所に於て行ふべしとの意也。

(B) 司法權獨立の必要及効果。司法權は權利の侵害に對し法律の規準により之を裁斷するものにして、社會の秩序を保持し國民の安康を保全するに缺く可からざるもの也。

然るに若し立法と司法とを區別せざる時は、訴訟を裁判するに當り、既定の法則に依違せずして事に臨んで法を立て之によりて審判し刑罰せざる可からず、然る時は權力濫用の弊を生じ、民生は其

の身體財産の保護を得るに由なけん。

又司法と行政とを分つ事なしとせんか、一方に於て行政は唯だ消極的に秩序の保全をなすに止まり進んで國利民福の増進の爲めに活動するの力を失ふのみならず、他方に於ては、司法は社會の便益のために法理の公正を失し遂には行政監督の權勢の壓迫乃至侵犯を受くるに至るべし。

之れ司法權獨立の必要なる所以也。

彼の正理を抱きて敗訴に泣くの貧弱者無からしめ、非理を擁して勝訴に誇るの權勢家有らしめざるは全く司法權獨立の効果也。

立憲國に於て裁判官を所謂終身官たらしめ以て其の地位の安固を與ふる所以は、司法權の獨立をして全からしめんとの意に出づるものなるや明か也。

一、豫算に關する憲法上の重なる原則を説明すべし。

(A) 豫算に關する議會の權限。國家の歳入歳入豫算は毎年帝國議會に提出して其の協賛を経ざる可からず、又若し豫算の款項に超過し、又は豫算外に生じたる支出ある時は後日議會に提出して其の承諾を求めざる可からからずとの規定あり(憲法第六十四條)

委しくは第二十五回本試験問題解答(一)を見よ。

(B) 豫算提出の順序。豫算は前に衆議院に提出すべしとの規定あり(憲法第六十五條)

斯く豫算先議權を特に衆議院に付與したる所以は、財政の事は直接國民の負擔に關係あるが故に、國民の公選によりて成立せる衆議院に先づ其の豫算を議せしむるの精神に出でたるものならんも、我國に於ける衆議院豫算の先議權は他の立憲君主國のそれとは大に趣を異にするものあるが如し。即ち、我國に於ては衆議院の先議權を明かに豫算案のみに止め其他の財務案に及ぼさざる事は其一にして、豫算案に對しても貴族院は全體に就き可否を決するに止まるべきの明文なきにより衆議院と均しく修正の權を有するものと解せざるを得ざる事其二也。

斯くの如きが故に衆議院の豫算先議權は實際に於ては其の效少きものと謂はざる可からず。

(C) 豫算議定に關する制限。歳入歳出の豫算は毎年帝國議會の協贊を経る事を要し、其の協贊權には制限なきを原則とすれ共憲法の規定により二三の例外あるを見る。其の重なるもの左の如し。

(イ) 憲法上の大權に基ける既定の歳出及法律の結果に由り又は法律上政府の義務に屬する歳出は政府の同意なくして帝國議會之を廢除し又は削減する事を得ざる事(憲法第六十七條)

(ロ) 皇室經費は現在の定額に依り毎年國庫より之を支出し將來増額を要する場合を除く外帝國議會

の協贊を要せざる事(憲法第六十六條)

(ハ) 特別の須要に因り政府は豫め年限を定め繼續費として帝國議會の協贊を求むることを得(第六十八條)

(D) 豫備費に關する規定。避くべからざる豫算の不足を補ふ爲め。又は豫算の外に生じたる必要の費用に充つる爲め。豫備費を設く。(憲法第六十九條)。

(E) 豫算不成立の場合の規定。豫算は次の會計年度の開始以前に成立せざるべからず。然るに若し種々の原因により豫算議定に至らず又は年度前に制定せられざる時は之を豫算の不成立と言ふ。此の場合には如何にす可きか。之に就ての憲法の規定は左の如し。

帝國議會に於て豫算を議定せず又は豫算成立に至らざる時は政府は前年度の豫算を施行すべし(憲法第七十一條)

三、流動資本と固定資本の區別如何。

資本を流動資本と固定資本とに分つ標準點は資本の使用せらる可き度數と其の保存時間の長短如

何にあり。即ち。

流動資本とは、一生産期内に全く變形して生産物中に入るもの、換言すれば一回使用すれば其形體變更され其の存在の場所又は所有權轉換され最早や生産の用に供し能はざるものを言ふ也。例へば石炭、薪、肥料及貨幣等の如き之に屬す。

固定資本とは、長く繼續して使用せられ得可く其の保存期も頗る長く、唯だ漸次に減損して生産物中に入るものを言ふ。機械、器具、建築物、船舶及乗用又は耕作用の牛馬に於けるが如し。

四、銀價の下落は清國に對する我貿易に如何なる影響を及ぼすや。

銀價の下落は一般經濟界に大影響を及ぼすものなるが、特に金貨本位國對銀貨本位國の貿易に著しき影響を與ふるものとす。即ち、

清國は銀貨本位國なるを以て、銀價下落の際に於ては他國より貨物を輸入する事は不利益也、何となれば輸入貨物に對し從來よりも多量の銀を支拂はざる可からざれば也。

之に反し、清國に於ては貨物を他國へ輸出する事は有利なりと言はざる可からず、何となれば一定

の貨物に對し、從來よりも多額の銀を他國より得るが故也。

されば銀價下落するに至るや、清國に於ては金貨國たる我國に對し輸出を盛んにすると同時に我國より貨物と輸入するを見合はずに至るや必せり。

之を我國の側より觀察する時は、銀貨の下落は我が輸出品の價格を騰貴せしめ爲めに支那に於ける販路縮小さるゝと同時に清國よりの輸入貨物は其の價格の下落を來たすが故に輸入商を増加するに至る可し。此の現象は我が國の對清貿易に對し大打撃を與へ貿易當事者を苦しむる事甚しきものとす。何となれば清國は我國の輸出先としては其の重なる所たれば也。

第二十四回 (四十三年度)豫備試験

一、内閣制度の性質を論じ内閣總理大臣の職掌を明かにすべし。

(A)内閣制度の性質。第二十三回豫備問題解答の(一)を見よ。

(B)内閣總理大臣の職掌。内閣總理大臣も亦國務大臣也。故に他の國務大臣と等しく、天皇を輔弼して其の責に任じ且つ法律命令其他國務に關する詔勅に副署するの任務あるは勿論の事なれ共、尙ほ此の以外に於て内閣總理大臣は左の如き特別の權限を有するもの也。即ち、

各大臣の首班として機務を奏宣し旨を承けて行政各部の統一を保持する事、及び、

此の爲めに須要と認むる時は行政各部の處分又は命令を中止せしめ、勅裁を請ふ事を得る事。之れなり。

(イ) 機務を奏宣するの權。奏宣の權とは奏上の權及宣行の權を言ふ。即ち、内閣總理大臣は軍機軍令に關する事項を除くの外、重要な閣議の結果を天皇に上奏するの權を有し、尙ほ、閣議を経ざるものもに付ても主務大臣は内閣總理大臣を経て之を上奏するを本則とす。

宣行の權……天皇の國の元首としての命令は其の何等の事件に關するを問はず、内閣總理大臣の副署を要するを謂ふ。

(ロ) 行政各部の統一。内閣總理大臣は、國務大臣中の首位に在りて内閣の全體を調和するの任あり。

(ハ) 各省大臣の命令又は處分を中止して勅裁を仰ぐの權。内閣總理大臣は、各省大臣と上級官廳、下級官廳の關係に立つものに非ずと雖も、右の點のみに就ては各省大臣の上に立ちて之を監督するものと謂つて可也。

併し總理大臣は各省大臣に對し直接之に命令し又は其の處分を取消すの權を有するものには非ずして一時之を中止せしめ勅裁を仰ぐに止る。

右によりて明かなるが如く、内閣總理大臣の任務は主として天皇を輔弼するの側にありて、行政事務を主管するの側に在らず。

然れ共内閣總理大臣は全く行政事務を擔任せざるものには非ずして特に總理大臣の主管に屬せしめらるゝものあり。其重なるもの左の如し。

(イ) 法律命令の公布。

(ロ) 法令案の起草審議。

(ハ) 官吏の恩給。

(ニ) 官吏任用資格の査定。

(ホ) 勳位其他榮典の授與。

(ヘ) 行政上の統計。

(ト) 馬匹行政等。

又總理大臣は其主管事務に關し閣令を發する事を得、其所管事務につき地方長官を指揮監督す。是等の場合に於ては内閣總理大臣は官廳たるの性質を有するもの也。

一、左の數者の如何なるものなるかを明かにすべし。

(イ)市参事會。

(ロ)戸籍吏。

(ハ)關東都督府。

(ニ)名譽職。

(A)市参事會。市参事會は、市長・助役・名譽職参事會員、(但し市參與を置く市に於ては市参事會員として其の擔任事業に關する場合に限り會議に列席し議事に參與す)を以て組織し、市長を議長とせる市の諮問及議決機關也。

名譽職参事會の定數は六人(但し勅令を以て指定する市にありては市條例を以て十二人迄之を増す事を得)とし、市會に於て其の議員中より選舉す、名譽職参事會員の任期は四ケ年也。

市参事會の職務權限は左の如し。

- (1) 市會の權限に屬する事件にして其の委任を受けたるものを議決する事。
- (2) 市長より市會に提出する議案に付き市長に對し意見を述べたる事。

(3) 其他法令に依り市参事會の權限に屬する事件。

市制改正の結果、右の如く市参事會を以て單なる諮問機關とし、市會の決議事項の執行に關しては市長専ら其の任に當る事となりしは注意を要する點なりとす。

(B) 戸籍吏。戸籍は親族制、家制、及國民籍に由る各人の身分事項を登録し公證するものにして、市町村長を以て戸籍吏となす。但し區を置きたる市に於ては區長を以て之に充つる事を得る也。

戸籍管轄は市町村の區域による。各市町村役場に戸籍簿を備へ其の管轄内に於ける届出を受けて證明を與ふ。

元來戸籍事務は自治行政に屬せずして中央行政廳の監督訓令により市町村長之を管掌する也。但し外國に在留する日本臣民に對しては、該國駐在の日本公使又は領事をして戸籍事務を取扱はしむ。尙戸籍及身分登記の事は頗る大切な事項にして公平を期せざるべからざるが故に、戸籍吏又は之と家と同じくする者の戸籍又は身分登記に關する事件に付ては市町村長又は區長の事務を代理すべき者戸籍吏の職務を行ふ。

戸籍吏が其職務の執行に付き届出人其他に損害を加へたる時は其損害が戸籍吏の故意又は重大なる過失によりて生じたる場合に限り之を賠償する責任あり。

又戸籍吏は左の場合に於て過料に處せらる。

四〇四

(1) 正當の理由なくして身分又は戸籍に關する届出若くは申請を受理せざる時。

(2) 身分登記又は戸籍の記載をなす事を怠りたる時。

(3) 正當の理由なくして身分登記法又は戸籍簿の閲覧を拒みたる時。

(C) 關東都督府。關東都督府は我が租借地たる關東州を管轄す。

關東都督府の長官を關東都督と稱す。都督は親任官にして陸軍大將又は中將を以て之に任じ州内

の政治、南滿洲鐵道會社業務の監督、及州内の防備を掌る。

都督府の下に旅順、大連、金州の三民政署を置きて各其管内の政務を行はしむ。

(D) 名譽職。(第二十二回本試験問題解答の(一)を見よ。)

三、過剰生産の何たるかを明かにすべし。

第二十一回豫備試験問題解答の(四)を見よ。

四、不景氣と物價の高低の關係を明かにすべし。

(A) 不景氣の性質。不景氣とは生産と消費とが著しく其の均衡を失し、爲めに物價騰貴又は貨物停滯の繼續若くは其他の經濟上の變調並に之に伴ふ弊害を指すもの也。即ち。不景氣は經濟界に於ける一種の病的現象(而かも慢性の)にして、其の起る原因を標準として、生産の過剰より起る不景氣、生産不足より起る不景氣、信用の濫用より起る不景氣、生産方法の激變より起る不景氣、國家財政の紊亂より起る不景氣、過度の投機によりて起る不景氣等に分つ事を得る也。而して以上の諸原因は單獨に、或は同時に起るものに非ずして、其の中の何れか其の主因となり他の二三が副因となりて不景氣なる現象を發起するを普通とす。

(B) 不景氣と物價の高低。前述したる如く、不景氣は種々の原因によりて起るものなるが故に其の物價との關係の如きも之を一様に論斷し得べからざるや明か也。即ち繼續する物價の騰貴より起る不景氣もある可く又繼續する物價の低落より生ずる場合もあるべければ也。

然れ共不景氣の場合に於ては物價が普通の状態を保たずして或は非常に高く、或は非常に低くなる事だけは明か也。而して、現時に於ける不景氣の徴候を見るに、其の將に不景氣の起らんとするの前に於ては却つて市場好況にして事業の高潮を示し、奢侈流行し、従つて物價は非常に騰貴するを常とするが如し。

然るに春は永へに春ならざるを奈何せん、無謀なる企業家は市場の好況に乗じて事業を擴張する事度を過ぎ遂に生産の過剰を來たし貨物停滯して動かず、爲めに企業家の破産となり、労働者の解雇となり、信用の減退となり、經濟界は暗黒に鎖され、經濟活動全く停止するに至る。此の時に當つては物價は、最早や騰貴の状態を保持する事能はずして俄かに低落するを通常とす。故に現時に在りては物價の騰貴は寧ろ不景氣の一前兆たる事あるに止り、最早や不景氣の聲四方に起る時にありては物價は既に下落せるものと見て不可なき也。

第二十四回 (四十三年度)本試験

一、立憲國に於ける國民の參政權を論じ之に關する

我現行制度を明かにせよ。

(A) 立憲國に於ける國民の參政權。立憲國と專制國との異なる一點は國家が其の國民に參政權を與ふると否とに存す。

立憲國に於ては其の國民に對して參政權を付與するを普通とす、而して專制國の國民は完全に此の權利を享けざるを常とす。

抑も參政權とは直接に國家の事業に參與し若くは自治體の事務、其他の公務に就くの權利を謂ふ。

便宜上參政權を分つて三とす。曰く選舉權、曰く被選舉權、曰く官吏となるの權之也。

(イ) 選舉權。選舉權とは、選舉機關たる地位を有し得べき權、換言すれば選舉機關たるべき地位を承認せしむる權也。

立憲國に於ては、國家は國民を選舉の機關として承認するを本則とす、故に立憲國民は選舉者名簿に登録せらるべき請求及選舉行爲に參與する事を許さるゝ請求權を有す。

(ロ) 被選舉權。立憲國々民は原則として、國民に選舉されたる場合に於て公務に就き又は自治體の事務を管掌し得るの權を有す。

(ハ) 官吏となるの權。立憲國民は一定の資格、經歷を備へたる以上等しく國家の官吏となりて政務に參與し得るを原則とす。

(B) 參政權に關する我現行制度の概要。帝國憲法第十九條に「日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應ジ均ク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得」とあり。

而して此の「資格」なる語は、年齢、資産及試験能力等を指すものにして之等は自己の努力によりて何人も容易に得らるべきが故に毫も臣民平等の權利と相妨げざる也。

彼の門地門閥を以て品流を差別し名門貴族に生れしものは其の賢愚如何に論なく當然高位顯官に任ぜらるゝに反し、身の卑賤に出づるの徒は假令器量才能非凡の者なりと雖も一生下流に沈淪せざる可からざりし維新前の制度と比較すれば實に雲泥の差ありと謂ふべし。

官吏となるの資格に就ての現制は頗る複雑にして容易に説明し得べくも非ず。

茲にはたゞ、選 及被選資格につき其の重なるもののみを略述せんとす。

(イ) 市町村會議員。特別の場合を除き、市町村公民たるものは等しく其の市町村會議員に選舉せらるゝの權を有す。

公民の如何なるものなるかに就ては第二十二回本試験問題解答中の(一)を参照すべし。

(ロ) 市參事會員(但し名譽職たるもの)市會議員たるものは等しく選舉權並に被選舉の權を有す。

(ハ) 市町村長。市村町村長は市町村會議員之を選舉し又選舉せらるるを以て原則とす。

(ニ) 郡會議員。郡内に於て町村公民權を有し且つ直接國稅年額三圓以上を納むるものは郡會議員に選舉せらるの權を有し、同じく五圓以上を納むるものは被選舉權を有す。

(ホ) 郡參事會員(但し名譽職たるものに限る)郡會議員は等しく選舉及被選舉權を有す。

(ヘ) 府縣會議員。選舉權：府縣内に於て市町村公民たるの權を有し且つ直接國稅三圓以上納むるもの。

被選舉：同十圓以上を納むるもの。

(ト) 府縣參事會員(但し名譽職たるもの)

府縣參事會員は府縣會議員たるもの之を選舉し又選舉せらる。

(チ) 衆議院議員。選舉權：市町村公民たるの權を有する府縣住民にして直接國稅年額十圓以上を納むるもの。

被選舉：年齢滿三十年以上の獨立の男子。

(リ) 多額納稅議員。各府縣に於ける直接國稅の納額が第十五位迄にあるものにして且つ年令滿三十年以上の者は選舉權並に被選舉權を有す。

但し此の場合に於ては勅任あるに非れば議員たる事を得ず。

(ヌ) 勅選議員。國家に功勞あり、又は學識ある滿三十年以上の男子にして勅任せられたるものは終身貴族院議員たるの資格を得。

二、緊急勅令の性質、其効力及議會の之に關する權限を論ぜよ。

(A) 緊急勅令の性質。緊急勅令とは法律に代るべき勅令を謂ふ。即ち、緊急勅令は法律の形式を以て規定すべき事を天皇が獨立して直接に規定する場合に生ず。

元來立法權の行用は議員の協賛を経るを原則とするものにして勅令を以て法律に代ふるが如きは、國家の自衛及保護の必要上寧ろ止むを得ざるに出づる除外例也。

故に憲法に於ては緊急勅令を發するにつきこの制限を設け以て其の濫用を戒しめたり。即ち、緊急勅令を發するは左の要件を具備する場合に限らる。

- (1) 帝國議會閉會の場合たる事。但し之は唯だ帝國議會召集中に於ては緊急勅令を發する事を得ずして必ず其閉會の場合に限ると言ふに過ぎず、故に其實際議會を召集するを得ざるの故障の存するを要せざるや明か也。
- (2) 公共の安全を保持し又は其の災厄を除くの目的の爲めなる事。故に單に臣民の幸福及利益の増進の爲めには之を發する事を得ざる也。
- (3) 緊急の必要ある事。緊急とは即時相當の處置を爲さざれば公安を保持し、災厄を除去する能はざる急迫の場合を言ふ。

ざる急迫の場合を言ふ。

(4) 緊急勅令以外の方法にては公安保持及災厄除去の目的を達し得ざる場合なる事。

(B) 緊急勅令の効力。緊急勅令を以て憲法の條項を改正し又は憲法の停止を爲すと得ざるは勿論の事なれ共、該勅令は憲法第八條の規定により「法律に代るべき勅令」となれるを以て形式上の法律を以て規定し得る事項は悉く緊急勅令を以て規定し得と見做す可き也。

然れ共、茲に唯一の例外と見る可きものあり、そは財政上に關する法律也。憲法第七十條に、

『公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハザルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得云々』とあり。

即ち、財政上に關する處分は唯議會召集中に非る場合のみならず、猶事實上内外の情形に因り帝國議會を召集する事能はざる場合に非んば之を爲す事を得ざる也。

(C) 緊急勅令に關する議會の權限。憲法第七十條第二項に「次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出シ共ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス」とあり。

即ち知る、緊急勅令に關する議會の權限は事後承諾又は不承諾を議決するにあるを。

而して此の場合に於ては議會は理由を示さずして或は承諾を與へ又は承諾を與へざる事を得る也。

若し議會が緊急勅令に不承諾を與ふる時は政府は將來に向つて該勅令の効力を有せざる事を公布せざる可らず。

併し乍ら不承諾の議決は單に公布の前提となるに過ぎずして公布其のものにあらざるが故に、政府が未だ廢止の公布を爲さざる間は勅令は當然其効力を失ふものに非る也。唯だ政府は議會の不承諾あらば必ず廢止命令を出さざる可らざるのみ。

三、重農學派經濟學說の要領如何。

重農派經濟學說は彼の商業政畧說に反對して起れる學說にして、經濟上に於ては商業政畧派と全く其の論據を異にし、彼れの干涉的なるに反し之は自由を貴び、彼れの商業を重んずるに反し之は獨り農業のみが生産的の産業なりと説けるが如し。

更に重農派の主張を詳述せんか、左の如し。

- (1) 獨り農業のみが生産的の産業也。商工業の如きは單に之に費す所の勞力の價だけ財貨の價を高むるに過ぎざるが故に不生産的也。
- (2) 獨り農業のみが眞の富源なれば凡ての租税は皆之に賦課するを可とす。

3) 貨幣を人為的に増加するは徒らに其の價格を低落せしむるものにして經濟上利益なし。

4) 凡て經濟上の現象は一定の自然法に遵ふべきものなるが故に自然に放任するを要す、保護干涉は不可也。

5) 各國をして其の境界を封鎖して互に相交通せず、全く離隔せしむるが如きは最も不可也。宜しく自由に貿易をなさしむ可し。

元來此の學派は商業政畧派に反對して起りしものなるが故に其の説く所自ら亦極端に馳せ、農業のみを過重して商工業を度外視し自由に偏して國家の職務を全く消極的のものとしたるが如き誤りを生じたれ共、而も從來行はれし陳腐なる學說を排して經濟學上一新生面を開き以て斯學の發達に資したる所亦尠しとせざる也。

四、信用の性質を明かにし對物信用の特質に論及すべし。

(A) 信用の性質。信用なる語は種々の意義に解せらる。即ち、

- イ) 吾人が間違なく自己の義務を履行するならんとの信認を他人より得る事。
- ロ) 現在に於て或る給付をなし將來に於て其の反對給付を得る所の取引、所謂信用取引。

(バ) 特定の人が特定の給付を他人に對して爲すべき義務を負ふ關係、所謂債權關係。然りと雖も以上三者は判斷區別せらるべきものに非ずして實際に於ては互に深く關係し、相關連して行はるゝもの也。即ち、

表面に表はるゝものは所謂信用取引にして唯だ貨物交換の方式に過ぎざれ共、此の取引の結果は債權關係を生ずる也。而して信用取引の行はるゝが爲には債務者に對する信認之が基礎となる也。故に信認は基礎にして信用取引は之に因て起り、信用取引ありて後債權關係を生ずと謂つて可也。されば信認は經濟上最も肝要なるものにして、普通に「彼は信用あり」等言ふは此の信認を指す也。而して信用(信認)の成立には次の三要件が必要なり、

- (1) 信用さるゝ人が其義務を盡すの能力を有する事。
- (2) 信用さるゝ人が其義務を盡すの意思ある事。
- (3) 國民道徳進歩し、法律制度整頓し若し信用されし者が其義務を盡さざる時は國家の權力を以て之を強制するを得る事。

右によりて之を觀る時は、信用は資本には非る事勿論なれ共、資本を利用するに與つて最も有力なるものと言ひ得可く、信用の發達は商業取引上に多大の影響を及ぼすものたるや明白也。

信用をして社會一般に普及せしむるには次の條件を必要とす。

- (1) 資本の増殖盛んにして且つ種々の産業繁榮する事。
- (2) 商業取引は活潑なる事。
- (3) 國民道徳の程度高き事。
- (4) 法律制度の整頓。
- (5) 政治上及經濟上の自由ある事。

(B) 對物信用の特質。信用は之を區別するの標準の異なるに従ひ、種々に分たる。今信用に對する典物の有無並に性質の如何を標準として之を分つ時に對物信用及對人信用の二となる。對物信用とは債主の信認の基礎が負債主の提供せる質物又は抵當物の如き物件によりて生ずる信用を言ふ。

而して若し債務者が其義務を盡さざる時は債主は其の擔保に供したる物を差押ふるを得るが故に對物信用は對人信用に比し確實、安全也。

故に社會進歩して人々の道義心高まるに伴れ、取引上簡便なる對人信用の發達するは論をまたざれ共、前述の理由あるが爲め、對物信用も亦容易に破壊さるゝ事無きものと謂ふべき也。

尙ほ同じ理由により對物信用は對人信用に比して長期なる場合多きものとす。

第二十五回 (四十四年度) 豫備試験

一、帝國憲法が外國憲法と異なる重なる特色を論ずべし。

廣義に解する時は、憲法なる語は、國家の根本法則を意味す。此の意味に於ては、國の文野を問はず政體の如何を論ぜず、苟くも國家の存する所、必ず憲法ありと謂つて不可なし。然りと雖も、普通に憲法と言へば、立憲國の基礎法のみを指す。以下用ふる憲法なる語は後者の意也。

(A) 帝國憲法は成文憲法也。憲法の法則が不文の慣習又は種々の單行法律を以て成れる時、之を稱して不文憲法と言ふ。例へば英國憲法に於けるが如し。之に反し、憲法の法則が成文法典を以て定まれる時は之を成文憲法と稱す。

我が國の憲法は後者に屬す、明治二十二年二月十一日を以て發布せられしもの即ち之也。

(B) 帝國憲法は欽定憲法也。憲法制定の方法上より憲法を民定、欽定の二つに分つ。民定憲法とは國民の合議により成立せるものにして、欽定憲法とは君主の獨裁に成りたるもの也。民主國の憲法等

は前者に屬す。

帝國憲法は畏くも 明治天皇の親しく御制定の上公布せられし純粹の欽定憲法たり。而かも斯かる憲法が臣民歡聲の裡に發布せられたるは之れ他に比類なき所にして、我が國の誇りたり。

(C) 帝國憲法は硬質憲法也。憲法變更手續の容易なると否とにより。憲法を硬質、軟質の二つに分つ。硬質憲法とは其の變更改定の手續が普通の法律の變更よりも困難なるを言ひ、憲法と法律との間に變更手續の差異を設けざるを軟質憲法と稱す。

帝國憲法は前者に屬す。

帝國憲法の變更手續が法律の變更手續と異なる點を擧ぐれば左の如し。

- (イ) 憲法改正の發案權は政府、議院共に之を有せず、必ず勅命による。
- (ロ) 兩議院共各其の總員の三分の二以上出席するに非んば議事を開く事を得ず。
- (ハ) 出席議員の三分の二以上の多數を得るに非んば改正の議決をなし得ず。
- (ニ) 攝政在任中に於ては憲法改正をなす事を得ず。

二、國民の國家に對する義務を論ずべし。

國家は統治權の主體にして國民に對して此の權力を行使す。而して、絶對無限に統治權に服従するは國民の本質たり。國民が國家に對し服従するは、之れ國家作用の行はるる基礎也。若し國民にして國權に服せざる時は國家既に存在せず。

國民の國家に對する義務は種々あるべしと雖も之等は悉く服従義務中に包含せらる。今服従義務中の重なるものに就きて述べん。

(A) 遵法の義務。遵法の義務とは法に遵ふの義務也。而して法は國家意思の發表なり、國權が外部に現はるゝの形式也。而かも、絶對無限に國權に服従するは國民たるもの、本質たるは前述の如し、故に法に遵ふは即ち國權に服する所以也。國民が國家に對し遵法の義務を負ふは當然の事たり。

(B) 兵役の義務。國家の存在を維持し國威を發揚せんには一日も兵力なかる可らず。而かも兵力なるものは國民の強力を以て之を組成せざる可らず。之れ國家が法の定むる所に從ひ國民をして兵役に服せしむる所以也。國家の一要素たり、且つ、國家が存在を保つ事によりて利益を受けつゝある國民が兵役の義務を負担するは至當たるのみ。

(C) 納税の義務。凡そ國家の目的とする所は、公安を保持し臣民の福祉を増進するにあり。而かも國家が此の目的を達せんとするや、多額の經費を要す。然るに國家は固より此の費用に充つ可き資産

を有せざるが故に法を設けて臣民をして分擔せしむる也。之れ國民が納税義務を有する所以也。

(D) 子弟教育の義務。國家が充分の發達進歩をなさんが爲めには先づ其の要素たる國民の知徳を高めざる可らざるは明か也、之れ其の父兄たるものに命じて彼等の子弟をして一定期間就學せしむる所以也。兒童は親の子たると同時に國家の子たり、故に親たるものは自己の子なるが故にとの理由を以て其の子弟の就學を拒む能はざるは當然也。

以上は國民義務の最小限たり、即ち盡さざらんと欲するも能はざるの義務也。故に國民たるものは更に進んで各々其の職務勉勵する事によりて國富を増し、一旦緩急あらば身を捨て、國難に當らんとの覺悟を有せざる可らざるや勿論の事也。

三、消費の種類を擧げて之を説明すべし。

消費は之を區別する標準の如何により種々に分つ事を得。今其の重なるものを擧げて説明せん。

(A) 消費の主體を標準として。

イ) 個人消費——一個人。一家族或は私的團體に於ける消費也。

ロ) 共同消費——國家。公共團體等の消費也。

(B) 消費期間の長短を標準として。

イ 長期消費——同一財貨の消費久しきに互りて繼續するもの、例へば衣服の如し。

ロ 短期消費——短時期の間に消費されるもの、例へば、飲食物に於けるが如し。

(C) 消費の經濟上に及ぼす影響を標準として。

イ 生産的消費——消費の結果が生産的なるもの、即ち、消費の結果が經濟上に於ける目的を達するに足るもの。

ロ 不生産的消費——消費の結果が消費者に對し何等の利益を與へざるもの。

(D) 消費の目的を標準として。

イ 享樂消費——直接に欲望を満たさしめんが爲めの消費を言ふ。

ロ 収益消費——消費したるもの、價值よりも消費の結果を大ならしめ以て各種の欲望を満たすの手段とするもの。

四、地價の高低を決定する原因を明かにし、課税の

目的物として法定地價の適否如何に論及すべし。

(A) 地價の高低を決定する原因。

イ 一般的原因。地價高低の一般的原因は土地に對する需要供給の關係之也。即ち需要多く供給少ければ地價騰貴す可く、需要少く供給多き時は地價は下落すべし。人口の増加に伴ひ地價の漸次騰貴するは之を證するもの也。

ロ 特別の原因。

甲 純收入の額の多少。純收入多き土地の價は騰貴し然らざる土地の價は廉也。而して之は地價を決定する主要原因たり。

乙 金利の高低。金利の高低と地價の高低とは普通反比をなす、即ち金利高き時は地價廉價に、金利低き時は地價高し。

丙 法律の規定。信用の状態。法律が土地に對し保護を與ふる事の充分なりや否や、土地抵當に關する規定の如何、土地の賣買に關する規定の如何、一般經濟界に於ける信用の状態如何等により地價の高低を生ず。

(B) 法定地價を課税の目的物とするの適否。元來、地租は土地より生ずる収益に課する租税也。然るに土地の収益なるものは、一定の土地に就て考ふるも、種々の原因によりて常に變動するものたり

然るに豫め法を以て土地の價を定め置き且つ或る年限間臺帳に記載されたる同額の地價を課税標準として課税する時は収益の多少と税額の多少とが相伴はるざるの不都合を生ずるや必せり。此の點より考察する時は法定地價を課税の目的物となす事は不適當なりと言はざる可からず。然りと雖も、豫め地價を評定する事なく、變動常なき時價を標準とし或は小作料を調査して之を課税標準となすが如きは一見最も適切の方法の如けれ共實は大に然らざる也。何となれば斯かる事は至極繁雜にして到底實行し能はざれば也。之を要するに、法定地價課税法は完全なる方法には非られ共目下之によるの外良策無き也。併し乍ら地價は時を経るに従ひ現實と相違かるに至るべきが故に法定地價も亦幾年毎かに改正する方法を採らざる可からざる也。

第二十五回(四十四年度)本試験

一、豫算に關する議會の權限を論ずべし。

帝國憲法第六十四條には「國家ノ歳出歳入ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議會ノ協賛ヲ經ベシ。豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス」とあり。即

ち議會の豫算に關して有する權限は政府の提出せる豫算案に對し事前に同意を與ふると他は豫算の超過及豫算外の支出に對し事後承諾を與ふるにある事明か也。故に若し政府にして議會の協賛を経ずして豫算を定め之を實行するが如き事あらんか、其は明かに違憲たり。此の意味に於て議會は政府の經濟的活動を拘束すと言つて可也。

一層詳細に論ずれば左の如し。

(A) 歳入豫算に關する議會の權限。國家の歳入は豫算に基き徵收するものに非ずして法律によるべきや勿論也。故に歳入豫算は收入の法律上の基礎にあらずと言ふ可き也。然れ共或る年度の歳出は其の年度の歳入を以て支出すべきは會計法の定むる所なるを以て議會の協賛を経たる歳入豫算は其の年度の財源を確定するの効力を有す、此の意味に於て議會は自己の協賛によりて成れる歳入豫算を以て政府を拘束す。

(B) 歳出豫算に關する議會の權限。歳出豫算に關する議會の權限は最も大也。即ち政府が支出を爲すに當りては議會の協賛を経たる歳出豫算によるを以て原則す。若し豫算款項に超過し又は豫算外の支出をなしたる時は後日議會の承諾を求めざる可らず。此の點より考察する時は議會は政府に對し間接に經費支出の授權をなすの權限を有するものと謂ふべき也。

之を要するに、議會の豫算に關する權限は其の決算審査權と相俟ちて國家の財政を監督する上に於て極めて重要なもの也。

四二四

一、家督相續及遺産相續の意義を論じ、家督相續の重なる

原則を述べべし。

(A) 家督相續の意義。家督相續とは、戸主權相續の意也。詳言すれば、一家の戸主が廢家によらずして戸主權を喪失したる場合に於て他の者が其の者に屬せし權利及義務を包括的に繼承するを言ふ也。

(B) 遺産相續の意義。遺産相續とは財産權の相續を意味す、唯だ家督相續の際起る所の財産權承繼と異なる所は家族の死亡を原因とする點に存す。即ち遺産相續とは家族が死亡したる時、其者に屬したる財産權を或る一定の人が承け繼ぐ事也。

(C) 家督相續の重なる原則。民法に於て規定せられたる家督相續に關する重なる原則を擧ぐれば次の如し。

(イ) 家督相續の開始。家督相續は左の事由によりて開始す。

(1) 戸主の死亡及失踪。

(2) 戸主の隱居又は國籍喪失。

(3) 戸主が婚姻又は養子縁組の取消によりて其家を去りたる時。

(4) 女戸主の入夫婚姻又は戸主たりし入夫の離婚。

(ロ) 家督相續の要件。

(1) 一家一人たる事、一人一家たる事。

(2) 相續人は法律上の有資格者にして且つ相續の第一順位に在る者たる事。

(ハ) 家督相續の時効。

(1) 家督相續回復の請求權は其者又は其法定代理人が相續權の侵害ありたる事實を知りし時より五ヶ年間之を行はざる時は時効によりて消滅す、又事情の如何に論なく相續開始の時より二十ヶ年を經過したる時も亦時効によりて消滅す。

(ニ) 家督相續人の種類並に順位。

(1) 法定の推定家督相續人(被相續者の家族たる直系卑族)(嫡男子、庶男子、嫡女子、庶女子。他家より移動し來りし被相續人の嫡庶出の直系卑族。私生男子、私生女子。)但し入夫は嫡男子に先つ。

- (2) 指定家督相續人。
 - (3) 第一種選定家督相續人。
家女たる配偶者。兄弟。姉妹。家女ならざる配偶者。兄弟姉妹の直系卑族。
 - (4) 直系尊族たる家督相續人。
 - (5) 第二種選定家督相續人。被相續人の親族、家族。分家の戸主。本家、分家の家族又は他人。
- ホ家督相續の効力。家督相續人は原則として左の權利を承繼す。
- (1) 戸主權。
 - (2) 財産權。
 - 甲) 系譜、祭具及墳墓の所有權。
 - 乙) 其他の財産權。少くも遺留分の規定に觸れざる程度の。

二、商業政略學派(重商主義學派とも言ふ)の主張を説明すべし。

商業政略學派の論點大要左の如し。

- (A) 國利民福は政策の宜しきを得て始めて之れ期する事を得。故に國家は國民の經濟をも指導するの

義務あり。

- (B) 商業並に工業は農業に比し利益多きものなれば、國家は之れが保護獎勵を怠る可からず。
 - (C) 内國品の輸出を獎勵し外國品の輸入を防遏し國て以内の貨幣を増加するに努むべし。
 - (D) 商工業の發展を圖る爲めには人口の増加を必要とす。
 - (E) 外國貿易に注意し、精製品の輸出を防ぐ様監督を怠らざるを要す。
- 之を要するに商業學派は、貨幣を以て唯一の財の如く思惟し、成る可く國內の貨幣を増殖し其の流出を防ぐを以て得策とし、此の目的を達する爲には國家は商工業に對して警察的助長的經濟政策を採るを可としたる也。

四、貨幣の性質及職分を説明すべし。

- (A) 貨幣の性質。廣義に於て貨幣と言へば、交換の媒介、價格の尺度標準となる可き總ての物件を包含す、之を經濟上の貨幣と言ふ此の意味に於ては絹絲、綿布の類も貨幣たり得可く、又穀類、家畜の如きも猶ほ等しく貨幣たり得可き也。然れ共普通に貨幣と言ふ時は、國家が特に支拂の具として強制通用力を附したる貨物のみを意味す。之を狹義貨幣或は法律上の貨幣と稱す。現今我國に於て

行はるるは金、銀、銅貨の三種なり。

(B)貨幣の職分。貨幣の重なる職分左の如し。

(イ)交換の媒介をなし以て需要供給の適合をはかる。

(ロ)價格測定の標準となる。

(ハ)支拂の具となる。

(ニ)價格貯蓄の方便となる。

約言すれば貨幣の職分の實物交換の不便を除去するにありと言ふべし。

第二十五回 (四十四年度) 口答試験

左は余輩の経験したる口答試験の實況也。嘗て教育評論誌上に發表せしものなれ共、再び茲に掲げて讀者諸氏の御參考に供す。答の中不充分の所あれ共、其の實況を示すを主としたるが故にわざと訂正を加へず。

○は問、 ○△は答、

第一室、美濃部博士(法制)

○『行政訴訟の性質を説明なすか』

△『行政訴訟と言ふのは、行政官廳の不當處分に由つて權利又は利益を害せられた場合に、上級官廳に訴へて裁決を求める方法であります』

○『行政訴訟と言ふのは如何なるものですか』

△『行政官廳の違法處分によつて權利を毀損せられた場合に、行政裁判所の判決を求める方法です』

○『では、兩者の異なる所はどの點ですか』

△『第一番に訴訟の範圍が異つて居ります。第二番には訴へ出づる場所が違つて居ります。次に判決の効果を異にして居ります』

○『行政訴訟及行政訴訟の主目的は何ですか』

△『法規の適用を確定し、人民の權利を保全することです』

○『では、兩者いづれが能く人民の權利を保全するのですか』

△『行政訴訟の方だと信じます』

○『何故ですか』

△『訴訟の裁決は上級官廳によつて又は行政裁判所の判決によつて取消される事がありますが、行政

裁判所の判決は最早や確定不動のものであるからです』

○『民事訴訟と行政訴訟との相違点を述べなさい』

△『先づ訴訟事項が異つて居ります。次に判決の効果を異にします。又訴訟提起の場所及手續がちがひます』よろしう。

此の間約十二分博士は長身美髯の好紳士。採點表と時計とをいぢられ乍ら問を發せらる。言語の明瞭にして且キビしくしたるは心地よかりき。反問の矢を發せらるゝ事の速かなる亦驚くばかり也。

第二室、金井博士(經濟)

○『利子には最高限がありますか』

△『あります』

○『それでは、その最高限は何處ですか』

△『生産額から利子以外の生産費を引き去つた残額です、利子は決して之を超過する事はありませぬ』

○『利子には最低限がありますか、あらば其れは何れの點であるか言つてごらん』

△『最低限があります、それは各人の貯蓄心です、利子は如何に下つても之れ以下になる事はありませぬ』

○『では其の最低限を數を以て言ひ表はしなさい』

△『數にてとは如何なる意味でしやうか』

○『一分とか二分とか、或は一割とかです』

△『それは言ひ得ないです。何となれば時により所によつて文明の程度を異にし、随つて貯蓄心に強弱があるからです』

○『いや、學問上數を以て言ひ得ぬ事は無い筈です』

△『私はどう考へても言へないと信じますが、如何なものてしやうか』

○『それは、 $0 + \infty$ と言へばよろしいのです』

○『利子は文明と、どんな關係がありますか』

△『文明の程度が進めば進む程、利子は低くなります』

○『兌換準備とは何ですか』

△『それは、兌換制度を確實にする爲めに提供する擔保です』

○『兌換準備の種類を言つてごらん』

△『硬貨準備(正貨準備)と證券準備とです』

○「我が國の兌換制度を大體説明して見なす」

△「我國は所謂屈伸制限法を採つて居ります。即ち、硬貨準備のあり限りは、日本銀行は無制限に紙幣を發行する事が出來ます。又政府發行の公債證書、大藏省證券、其他確實なる證券又は手形を保證として一億二千萬圓まで發行する事が出來ます。同様の保證を以て年百分の五以上の發行税を納める時は無限に發行し得る事になつて居ます、併し此の場合には大藏大臣の許可を要するのです」

○それだけでよろし。

此の間約八、九分。博士は短身にして赭顔。美濃部博士よりは十歳位年長の様に見受けたり。時々ニヤリと笑はれ乍ら急激に切り込み來らるゝには閉口せり。併し、此方の分らぬ所は親切に教示せらるゝ態度は嬉しかりき。

第二章 研究法及參考書

第一研究法の一般

(甲) 試験の程度。

水の深淺を究めずして河を渉る者は往々にして溺れ、敵の兵力を確めずして戦ふの國は能く敗る。理

は一のみ。受験者にして屢々不覺をとるは之れ試験の程度を解せざるに因らずんばあらざる也。故に受験者は先づ自己の受験科目につき如何程の研究を積まば合格し得るかの見當を定むる事肝要也。此の見當定まりて後始めて研究法生ず、然るに此の點につき考慮を廻らす事なくして徒らに研究の順序方法を定めんとするが如きは、本末を誤る事甚しきものと謂ふべき也。之れ余輩が研究法の一般を述ぶるに先ち、此の點に論及する所以也。

然らば法制經濟科に於ける試験の程度は果して如何？

余輩の見を以てすれば、試験問題は文部省が受験者に對する要求案也。文部省は自己の提出したる要求が如何なる程度まで満足されしやを檢して及落を判別するに過ぎず。

故に試験の程度を知るには先づ文部省の要求が那邊にあるやを知らざるべからざる也。

文部省は法制經濟科受験者に對し、「中學校及師範學校に於て多少の餘裕を以て、該科を教授するに足るの智識」を要求す。

果して然らば中學及師範に於ける該科教授の程度を知るは即ち試験の程度を知るの捷路たり。此の目的の爲め余輩は教育法令中より之に關する箇條を摘出して讀者諸氏の參考に供する事とせり。

中學校令施行規則第十條

法制及經濟ハ法制及經濟ニ關スル事項ニツキ國民ノ生活ニ必要ナル智識ヲ得シムルヲ以テ要旨トス。
法制及經濟ハ現行法規ノ大要及理財、財政ノ一班ヲ授クベシ。
師範學校規程第十七條

法制及經濟ハ法制及經濟ニ關スル事項ニ就キ國民ノ生活上必要ナル知識ヲ得シムルヲ以テ要旨トス。
法制及經濟ハ帝國憲法ノ大要及日常生活ニ適切ナル法制上及經濟上ノ事項ヲ授クベシ。
右によりて明かなるが如く、中學校及師範學校の法制經濟科に於ては深遠なる學理を授けんとするに非ずして日常生活に必須なる事項のみを知らしめんとするにあり。

而して文部省は之が任に當るものを求めんとして檢定試験を施行する也。受験者中法學者乃至小經濟學者を以て自任するの理窟家が常に失敗するは毫も怪しむに足らず。何となれば之等の徒は文部省の要求如何を度外視し、彼れの求めざるものを強ひて與へんとするが故也。
此點は本科受験者の特に注意を要する所なりと信ずるもの也。

(乙) 研究の範圍

余輩は既に試験の程度、即ち深さにつきて述べたり。本項に於ては更に進んで其の範圍即ち廣さを

略說せんとす。而して之に關する余輩の卑見を開陳するの前、余輩は先づ中等學校の教則を一見せんと欲す。何となれば、中等學校に於て課する法制經濟科の教授要目を知るは即ち該科の教員たらしんとするもの、研究範圍を知るの所以なりと信ずれば也。

中學校教授要目

法制及經濟。

第五學年

毎週二時

法制。

法制經濟及道德。

國體及政體。

天皇。

皇位繼承、大權。

臣民。

國籍、臣民の權利義務。

帝國議會。

研究の範圍

議會の組織、權限、議會の召集、會期、開會、閉會停會及衆議院の解散。

國務大臣及樞密顧問。

司法裁判所。

裁判所、辯護士、執達吏、公證人、民事訴訟、刑事訴訟及非訟事件。

行政。

外務行政、內務行政、財務行政、軍事行政、教育行政、農商務行政、逓信行政。

府縣。

地方長官附警視總監、府縣會、府縣參事會、

郡。

郡長、郡會、郡參事會。

市町村。

市會、町村會、市參事會、市長、町村長。

行政を授くる際適當の機會に於て臺灣總督及北海道廳長官に關する事項を知らしむべし。

(著者曰く、朝鮮總督、樺太廳長官、關東都督につきても大要教授すべきもの也。)

行政裁判所。

行政訴訟、訴願。

人及法人。

未成年者、禁治産者、準禁治産者、法人。

物權。

物權の性質、物權の主要なる種類。

債權。

債權の性質、債權の主要なる原因。

親族。

親等、家、親子、親權、後見、婚姻、扶養の義務。

相續。

家督相續、遺産相續、遺言。

經濟。

經濟上主要なる概念。

生産。

生産の要素、分業及協力、企業、機械、競争。

研究の範圍

交換。

物價附市場、貨幣及現行貨幣制度、信用及信用證券、銀行、貿易、交通、

分配。

地代、利子、貸銀、利潤、

消費。

消費の種類、家計、勤儉貯蓄、保險。

財政。

豫算、租稅、公債

前記ノ事項ハ必ラズシモ順序ヲ追フテ授クルコトヲ要セズ便宜分合テシ之ヲ授クルコトヲ得。特ニ日常生活上出來スベキ事實(例ヘバ法制に於テ選舉、貸借等、經濟ニ於テ貸金、家計等)ノ中ヨリ適當ノ題目ヲ選ミ之ニ就キテ前記ノ諸項又ハ數項ヲ授クルガ如キハ生徒ノ興味ヲ増シ理會ヲ助クルノ益アルベシ。

以上を總合して考察するに、本科受験者は少くも左記の範圍に於て研究するを要する也。

○法制に關しては。

- (1) 法。
 - (2) 行政法。
 - (3) 民法。
 - (4) 刑法、刑事訴訟法、民事訴訟法、戶籍法、商法、警察法、國際法、裁判所構成法の概要。
- 經濟に關しては。
- (1) 純正經濟學(經濟原論)
 - (2) 應用經濟學(經濟政策學)の概要。
 - (3) 財政學。

右の中、法制にありては憲法の研究に最も力を盡すべく民法及行政法之に亞ぎ、刑法、訴訟法、商法、國際法等は法學通論位につきての研究にて足るべく其の他の事項につきては法規集等により條文を一覽し置く位にて、充分ならんか。

經濟に關しては純正經濟學に最も力を致すべく、財政學之に亞ぎ、經濟政策學は深く研究するの必要なきが如し。

然りと雖も以上は唯だ研究範圍の最小限を示したるに過ぎず、故に之れ以上如何に深く研究さる、

共、それは受験者諸君の御隨意たるのみ、廣く知るに如くはなければ也。余輩は決して前述の程度以上に研究するを以て不利益乃至不得策と思惟するものには非る也。

(丙) 研究の順序。

本科の研究に於ても、易より難に入り、一般的研究より特殊的研究に移るてふ學習の原則に従ふをよしとす。

即ち、先づ法學通論及簡易なる經濟學汎論の類の研究によりて大體本科に關する觀念を作り、順次細論に及ぶべし。而して法制の研究につきては先づ憲法より始め、行政法、民法に進むを便とし、經濟にありては、始め純正經濟學を研究し次第に財政學及應用經濟學に進むを可とするが如し。尙ほ研究は直進的方法のみに據るを避け、時々循環的の研究法を採るを便とす。

(丁) 研究法。

研究に二法あり。師に就きて學ぶ事其一、専ら獨學によるものは其二也。

以下述べんとするは主として後者に屬す。

獨力による研究法を更に分ちて二となす、一は學理の研究にして他は實地の研究也。

余輩は二者各別に之を略説せんとす。

(A) 學理の研究。學理の研究は、法經科研究にとりては最要部たり。

次に述べんとするは、余輩の研究を基礎としたる學理研究上の注意也。然れども之は決して奇抜のものに非ずして他人の既に言へる事たるに過ぎざるや勿論也。眞理は遂に平凡なれば也。

(イ) 多讀と精讀。彼の多讀を以て精讀に優るとなし或は精讀を以て多讀に勝ると論ずるものもあるも之れ余輩の共に採る能はざる説也。余輩の見を以てすれば多讀と精讀とは相矛盾するものに非ざると同時に、二者其れ自身に優劣なし。精讀大に可也、多讀も亦大に可也。何となれば、多讀してこそ始めて精讀の効表はれ、精讀を基礎とせる多讀に於て始めて讀書の効表はる可ければ也。要は唯だ精讀を先きとすべきか、將た又始め多讀して後精讀に移るべきか、問題たるのみ。

余輩の經驗に徴すれば、精讀を先とし多讀に移るを便とするが如し。即ち、法學通論乃至經濟汎論等によりて該科に對する大體の觀念を得たる上は、各分科につき極めて少數の書を選び(第二參考書解題の部参照)精讀又精讀、少くも其の書の内容につきては些の疑點なきに到るまで研究すべし、而して此の際にありては決して他の書を顧みる可からず、而かも此の期間は成る可く長

かるべし。彼の始めより多くの書を集めて今日は之れを読み明日は彼れに移るが如きは余輩の最も不得策として排斥するところなり。

以上の如くにして該科につきて假令多少偏頗乍らにも兎に角に確實なる知識を得たるの上は事情の許す限り多讀すべし。此の際に於ては最早や多讀は讀書子を害せざるのみならず、之等の書籍中にある新知識は以前より存する基本知識と融和結合して一體となると恰かも健全なる胃腸が雜多の食料中より滋養分を攝取し不必要なる物質は速かに之を排泄するに至らしむるが如かるべし。少數の書を精讀するは胃腸をして健全ならしむるの所以と見るを得べく、彼の初めより多讀するには胃腸の健否を顧みずして徒らに食料を嚙下するに似たらずや。此の點につきては特に受験者諸君の御注意を望む。

(ロ)ノート式研究法。ノート式研究法?、随分變挺子なる名稱也、されど内容は毫も變挺子ならず。唯だ要項をノートに摘記して研究するの法たるに過ぎず。

而して該法たるや、前述したる精讀主義を奉ずるの結果として當然生じ來るもの也。余輩は精讀すべく選定したる書を読む事三四回の後、必ず其の書中の要點をノートに記載し置き、之につきて其の内容を暗記するまで研究す。此時に到りては書籍は最早や時々参照の用に供する

に過ぎず。

余輩の從來使用せるノートは四六版横野入にして頁數百乃至百二十、表紙は柔かさ布製のもの也。普通の書籍にありてはノート一冊に二冊位拔萃するを得。

ノート研究法の利次の如し。

○時間の經濟也。

元來書籍には不要の文句多きも也、殊に口語體の書に於て然りとす。然るに書籍のみに就て研究する時は、勢ひ此の駄文句にも目を注がざるべからず。然るに要點のみを記しあるノートによる時は一時間乃至二時間にして大部の書一二冊を讀みたると同じ効果を收め得べし。

ノート研究法は彼の『最少の勞費を以て最大の効果を收む』てふ經濟の原則に合致せるもの也。苟くも經濟の學を修めつゝある、本科受験者が經濟の大原則を度外視して可ならんや也。

○手軽にして便也。

人間てふ動物は案外にナマカワもの也。故に讀書するにも取扱ひ不便なる大冊には兎角遠ざかり勝也。此點より見るもノートは必要なり。散歩するにも之を伴ひ得べく、湯上りの後、食事の前、後、人を待つ間、旅行の伴侶……

零碎の時間も之を惜しむの士にとりてはノートの効は實に大也。

余輩は從來ノートより受けたる恩惠多大なるを信ずるもの也、表紙はやぶれ、綴絲は千切れたる見るかげもなき數十冊のノートに對し余輩は常に之を愛するの情を失はざる也。

(ハ)問題の解答練習。以上の如くして該科に就て大體の知識を得たる後は、宜しく時々自己の學力を自己が檢すべし。之が爲めには問題を設け時間を限りて解答を試むを以て最も便なりとす。發表は一の技術也、故に知識如何に豊富なりとも發表の練習をなし置かざる時は受験に際し思はざる不覺をとる事あるべし。

余輩は讀者の爲め本書卷末に於て類似問題として、法制經濟各五十づゝを設け置きたり、就て試みられよ。該問題選定につきては、余輩はあらゆる方面を網羅せん事を期したるが故に、若し讀者にして之等に對し完全なる解答をなし得るに至らば文部の檢定に應ずるも合格すべきものと考へて差支へなからん。

(ニ)異説に對する態度。該科に於ては學說の一致せざる點頗る多し。我國の學者間に就て之を見るも其の説く所必ずしも同じからず。之れ吾人初學者の大に不便とする所なり。

然りと雖も之等諸説を一々詳細に比較研究するは専門家のなすべき事にして吾人の任に非ず。故

に吾人は諸説の中比較的穩當と信ずるものを採れば可也。檢定委員は之れ文部省が比較的穩健の説を持せる學者中より選抜したるものと見て差支へなき理由あるが故に吾人は寧ろ文部省の檢定委員の説に従ふを以て大體不可なきものと信ず。

余輩が本書問題解答に當り主として美濃部、金井兩博士の説に據りたるは之が爲め也。

(B)實地の研究。法制經濟科を以て理窟一片の學問なりと思惟するは大なる誤謬也。吾人は日常法の下に生活し經濟の支配を受けつゝあり。故に法制經濟につきて研究するは日常生活の上より見るも必要なりと謂はざる可からず。

法制經濟科は其の本質より見て寧ろ俗なる學問也。故に本科を研究するに當りては、理論に偏する事なく常に實際社會の出來事に留意し之が解釋を試むる事肝要也。況して中等學校に於ける該科は日常必須の知識を授くるを以て主旨とするをや。

故に受験者は平生、新聞、雜誌、官報並に社會萬般の出來事に注意を拂はざる可からざる也。書籍は唯だ一般的の理論に止まり複雑なる社會現象を一々解説するものに非ず。學理を應用して實地問題を解釋するは一に該科研究者の努力にまつ。

(戊) 受験雑感。

(A) 文検受験の目的。文検受験の目的は中等教員となるにある事恰も夏は暑しと言ふと同様也など言ふ者あれ共、余輩は然か思はず。成る程夏は暑さが普通也、され共時に涼しき夕立あるに非ずや、又時に雹さへ降り出づる事あるに非ずや、而かも尙ほ夏たるを失はざるに非ずや。小學教員たるものが中等教員たるの目的を有せずして文検試験に應ずるに何の不都合かある。或は曰ふ、中等教員となるの志望なきに受験を企つるが如きは實に馬鹿らしき事に非ずや、と。余輩は此の説に對しても賛成し能はざる也。何となれば余輩は、いらざる事に精力を費すをのみ馬鹿らしき事と稱するなるに、中等教員たる目的なくして受験する事が余輩にとりては所謂いらざる事に非れば也。

余輩は目下の小學教員——少くも余自身——は小學教員として其の學力餘りに貧弱なるを遺憾とす、故に手は此の缺點を補はんが爲めの方便として文部省の檢定に應ずる也。之れ果して不可か。又一に於て余輩は社會の一員としても知識あまりに淺薄なるを自覺す、故に之を補はんして受験する也。之れ果して迂か。

尙余輩は慰安を得るの一手段として將た又つさらぬ不平を抑制するの一方便として受験す。之れ果して愚か。

余輩は未だ年齢二十六歳に満たざるの若年者也。今後汝々として勉勵せば尙ほ一、二學科の免許狀を得る事或は不可能にあらざるべきを信ずるもの也。然れども若しざる事ありとせんも余輩は恐らく依然として小學校に在るなるべし。讀者諸君は余輩を以て狂となすべきや。

(B) 健康、頭腦、金錢及時間問題。余輩は文検受験を以て自己修養の一手段乃至慰安を得るの一方便と見んと欲する旨を述べたり。

され共此の目的を達するが爲めの途は他に多々あるべし。故に余輩は文検受験者が目的に達する最良の途を行きつゝありと思惟せざる也。靜座法によりて以上の目的を達し得るものは宜しく靜座法に行け。小説を耽讀するによりて前述の目的を達し得るものは亦それにて不可とせざる也。魚釣りに、圍碁に、芝居見物に、晚酌に將た又妻君の笑顔乃至金貨の音によりて無上の快樂と慰安とを得るものありとせば之れ亦妙ならん。余輩は之等の人士の爲めには何事をも述べず。唯だ余輩と共に同じき途をたどらんと欲する若き教師にして而も健康、金錢、時間、頭腦を顧慮して此の途を行く事の不可能なるべきを歎ずる人の爲めに一言を呈せんと欲するのみ。

(イ)健康問題。「余は元來身體虛弱なるが故にとても勉強は六つかし」等言ふ人あれ共こは合點行かざる言ひ分也。

吾人の身體は其の何れの部分を問はず使へば使ふ程發達するものなり。疊職人の腕を見よ、車夫の脚を見よ、臺灣蕃人の足の裏の如何に厚さかを見よ。適度の讀書は却つて頭腦の健全と身體の健康とを増す。怠惰放縱なる生活をなせるものと雖も必ずしも長命に非ず。徒らに自己の健康を懸念して讀書を廢するが如きは所謂喰はず嫌ひには非るなきか。

(ロ)頭腦問題。大學者必ずしも初めよりの天才に非ず、人の頭腦は病的ならざる限り、或程度迄は必ず發達するものなりと言ふに非ずや、文部省の檢定試験位に及第するには、少し禪を締めてかゝらば何でも無き事也。自己の腦力を自ら見くびる程、人の向上を妨ぐるものはなし。

(ハ)金錢問題。人あり、先立つものは金也と言ふ。余輩そは尤も也と答ふ。人ありて曰ふ。小學教員は貧乏也と。余輩又曰く、眞に然りと。其人更に曰ふ、余は讀書を欲するも小學教員の悲しさは書籍を購ふの資なきを奈何せんやと。余輩は之に答へて左の如く言はん、

憐れなる人よ、足下は今後足下が毎月受くる俸給中より「書籍代」なる名稱のつきたる金錢を見出さんと如何にあせるもそは不可能也。書を購ひたくば宜しく俸給中より自ら之を作り出せ、と。

憐れなる人よ、其の空虚なる頭に戴ける山高帽子は果して御身を飾るに足るや、新流行の背廣服は果して御身に光りを添ふるを得るや。身を飾るが爲めに費すの資を轉じて心を飾るが爲めに投ぜよ。

(ニ)時間問題。修養したいけれ共時間なきを奈何せんとは吾人の能く耳にするの語也。小學教員なるものは、しかく多忙なるものなりや。

余輩の見る所にては教員位暇の多きものはなし。而も尙ほ時間なしと言ふ、實に不思議也。之れ時間なきに非ずして時間の價值を解せざるに因るに非ざるか。片手に十錢銀貨を持ち、片手に十時間てふ時間を握りて、何れが欲しきやと質問したる時、銀貨を取らんと欲するが如き教員無しと言ひ得べきか。

時間なしてふ事を口實として修養せざる若き人々の反省を望むや切也。

尙ほ人ありて曰ふ、汝の如き獨身者には讀書自由ならんも余の如き妻帯者には不可能なりと。未だ妻帯者の經驗なき余輩には其の果して然るや否やを判別するに苦しむ、され共余輩は之等の人に對し一言を呈し置かんと欲す。即ち、

古來の大學者は必ずしも獨身者に非ざりしには非ずや、と。

(C) 修養と職務。小學教師中、非常の勉強家なるにも關らず校長並に郡視學等に嫌はるゝものあり、原因は種々ありと雖も一は勉強家なるものが自己の勉強にのみ力を注ぎ、兒童教養の事を怠るによらずんば非ず。之は文檢受験者の注意を要する點也、事情の何たるを問はず小學校に奉職せる以上は兒童教養が本職也。故に本職を忽せにして副業たる自己修養に努むるは不可也。自己修養は善き事には相違なきも而も本職を怠るの理由とはなす可らざる也。

然り、余輩は兒童教養が本職なりと言ふ。されど、教養上あまり必要な雑務を眞面目に執るは本職に忠實と稱すべからず、つまらぬ統計表や表簿製作の爲め徹夜するが如き教員ありと聞けるが之等は最早や本職どころか、副業の部にも入るべからず、余輩は之を稱して馬鹿の骨頂と言ふ。吾人は兒童に對しては滿身の力を盡して之を教導し之を愛しやるべし、而かも馬鹿の骨頂を演ずるの暇あらば宜しく副業たる自己修養に努むべし。社會の先覺者を以て任ずる吾人教育者は決して事の輕重本末を誤る可からざる也。讀者諸氏以て如何となす。

第二 參考書

左に余輩が研究中愛讀せし書を掲ぐ、され共、之が果して受験者にとりて適當の者なりや否やは余輩

の關知せざる所也。

尙ほ○及○の印を附しあるは研究の際余輩が最も信頼したるもの也。
法制之部。

書名	著者	發行所	定價
◎日本國法學	穂積八東	有斐閣	四十錢
◎日本帝國憲法論	有賀長雄	早稻田大學出版部	三圓
○日本帝國憲法論	副島義一	全丸善株式會社	二圓
○帝國憲法	伊藤博文	丸善株式會社	壹圓
○皇室典範	清藤水	金港堂	壹圓
○憲法及行政法講義	仁井田益太郎	水野書店	七十五錢
○政治學	浮田和民	早大講義錄	
○帝國憲法	清水澄	早大講義錄	
○行政法	美濃部達吉	中央大學	
○行政法大意	穂積八東	中央大學	
○民法講義	梅謙次郎	有斐閣	壹圓五十錢
○民法原論總則	富井政章	有斐閣	貳圓四十錢

參考書

民法親族相續釋義	上田豐	博文館	四十錢
○民法要論	鈴木喜三郎	早大講義錄	
○法學通論	岸本辰雄	明治大學出版部	壹圓五十錢
改正市町村制詳解	岩崎徂	明星社	五十五錢
自治要義	井上友一	博文館	五十五錢
改正日本六法全書	酒井勉	博文館	五十錢

經濟之部。

社會經濟學	金井延	金港堂	貳圓三十錢
經濟論綱	仁井田益太郎	水野書店	七十五錢
經濟原論	天野為之	早大講義錄	四十錢
○經濟汎論	池袋秀太郎	博文館	
商業政策	井上辰九郎	早大講義錄	
工業政策	河津一	早大講義錄	
商業經濟	關川郷太郎	金港堂	貳圓
○經濟學通論	小川郷太郎	中央大學講義錄	
○財政學講義	馬場鎮一	中央大學講義錄	

右の外尙ほ余輩が受験前後に於て他人より借用し或は圖書館にて略讀せし書籍の中記臆に存するもの左の如し。

- 議會及政黨論(菊地某著)
- 警察犯處罰令註解(二松堂發行)
- 戶籍法(島田鐵吉)
- 法學通論(岡田朝太郎)
- 會計法論(工藤重義)
- 帝國憲法(上杉慎吉)
- 議院法提要(工藤重義)
- 日本行政法總論(美濃部達吉)
- 民事訴訟釋義(梶原某)
- 家族制度の發達(河田嗣郎)

○財政學	田中穂積	早大講義錄	二十八錢
財政經濟策	田尻稻次郎	同文館	

- 國際法新論(大野若三郎)
- 商法總論(青木徹二)
- 經濟學通論(矢板寛)
- 經濟學講義(神戸正雄)
- 貨幣銀行問題一斑(山崎覺)
- 貨幣論(佐野善作)
- 保險通論(奥村英夫)
- 工場法と労働問題(社會政策學會)

第三章 類似問題

法制之部

- 1 憲法上の大權につきて述べよ。
- 2 皇位繼承に關する皇室典範の規定如何。

- 3 國務大臣と各省大臣との區別を説明せよ。
- 4 國家成立の要素につきて説明すべし。
- 5 法律と道德との關係を論ぜよ。
- 6 法律及び命令の性質を述べ、兩者の區別を明かにせよ。
- 7 法律制定の手續を述べよ。
- 8 裁判所の權限につきて論ずべし。
- 9 國體の意義を説明し其の種類に論及すべし。
- 10 衆議院議員の選舉資格及被選舉資格如何。
- 11 立法、司法、行政三者の區別を論ぜよ。
- 12 裁判所の種類を舉げて簡單に説明すべし。
- 13 臣民の國家に對する權利義務につきて論ずべし。
- 14 立憲政體の概念を明かにし我が政體に論及せよ。
- 15 帝國議會の組織及權限につきて述べよ。
- 16 內閣總理大臣の權限を述べ各省大臣との關係に論及せよ。

類似問題

- 17 公法と私法との區別を論ずべし。
 18 帝國憲法制定の由來を簡單に述べよ。
 19 憲法改正に關する帝國議會の權能を述べよ。
 20 權利と權力との區別並に關係を論ずべし。
 21 皇族會議並に樞密顧問の權限を述べよ。
 22 條約締結の手續を明かにし條約の効力に論及せよ。
 23 國民に兵役、納税の義務ある所以を説明すべし。
 24 中古代の攝政と現今の攝政との差異點を述べよ。
 25 警察の意義並に作用の形式を述べよ。
 26 自治行政の意義を明かにし其の目的に論及せよ。
 27 知事並に郡長の權限を述べよ。
 28 官吏と公吏との區別を明かにせよ。
 29 市町村會の組織及權限を問ふ。
 30 地方團體の性質を明かにすべし。

- 31 判事、檢事、辯護士の職務につきて述べよ。
 32 行政官廳の性質並に種類を説明すべし。
 33 左の語の意義を明かにせよ。
 (イ) 收入役。(ロ) 領事。(ハ) 領土權。
 34 官吏の權利義務につきて述べよ。
 35 刑罰の意義を明かにし其の種類に論及せよ。
 36 民事訴訟法と刑事訴訟法との相異點を挙げよ。
 37 左につきて簡單に説明すべし。
 (イ) 法人。(ロ) 不法行爲。(ハ) 後見監督人。
 38 國籍得喪の原因を述べよ。
 39 物權と債權との異なる點如何。
 40 契約の種類を擧げて説明せよ。
 41 親族の範圍につきて説明すべし。
 42 離婚並に離縁の要件如何。

- 43 結婚の意義を説明し其の成立要件及効力を述べよ。
- 44 隠居の意義を述べ其の可否に論及すべし。
- 45 遺言の方式及効力を説明せよ。
- 46 左の語の意義如何。
 (イ) 扶養義務。(ロ) 廢嫡。(ハ) 先取特權。
- 47 後見開始の原因を述べよ。
- 48 左の語につき簡單なる説明を附せよ。
 (イ) 準禁治産者。(ロ) 失踪。(ハ) 代理人。
- 49 商事會社の種類を擧げ各につき其性質を説明すべし。
- 50 商事會社の重役の性質を説明し其の職責に論及すべし。

○備考

- (イ) 第一問より第十四問までは主として憲法に関する問題。
- (ロ) 第二十五より第三十四までは主として行政法。
- (ハ) 第三十五、六は刑法、訴訟法に関する問題。
- (ニ) 第三十七より第四十八までは民法。

(ホ) 第四十九、五十は商法に関する題を選びたり。

經濟之部

- 1 生産の三要素を説明し其の關係を論ずべし。
- 2 生産と消費との關係を述べよ。
- 3 價值、價格、市價の意義を明かにし、三者の關係を述べよ。
- 4 經濟的活動と技術的活動との區別並に關係を論ぜよ。
- 5 經濟學と之に密接の關係ある諸學科との關係を述べよ。
- 6 スミス學派の主張を述べよ。
- 7 マルサスの人口論を批評すべし。
- 8 社會政策學派の主なる論點を示せ。
- 9 資本が生産に及ぼす影響如何。
- 10 土地收益漸減法の意義を明かにし、此の法則の活動を阻害する勢力につきて述べよ。
- 11 分業の意義並に種別につきて説明せよ。

類似問題

- 12 分業の利害を論ずべし。
- 13 交通の發達と生産との關係につきて述べよ。
- 14 貨幣の起元並に性質につきて説明せよ。
- 15 貨幣に關する國家の職務につきて大要を述べよ。
- 16 貨幣の本位、單位につきて述べよ。
- 17 我國現時の貨幣制度につきて大要を述べよ。
- 18 信用の性質を説明し、信用發達の要件を述べよ。
- 19 信用の利害を論ぜよ。
- 20 實物經濟及信用經濟につきて各其の特質を述べよ。
- 21 銀行の目的並に種類を説明せよ。
- 22 銀行の發達は經濟界に如何なる影響を及ぼすや。
- 23 手形の種類並に効用を述べよ。
- 24 商業の意義並に利益を述べよ。
- 25 財貨分配に關する重なる主義を擧げて批評せよ。

- 26 貧富の懸隔をして大ならしめざる方策を問ふ。
- 27 恐慌の原因を述べ其の救濟手段に論及せよ。
- 28 金利高低の主なる原因を擧げ其の結果に論及せよ。
- 29 勤儉の必要を經濟上より論ずべし。
- 30 左の語の意義を問ふ。
 (イ) 小切手。(ロ) 信用組合。(ハ) 賃金基金説。
- 31 保險の意義並に必要を論ぜよ。
- 32 穀價の高低は地代に如何なる影響を及ぼすべきや。
- 33 保護、自由兩貿易主義の長短を論評せよ。
- 34 機械が生産に及ぼす影響如何。
- 35 社會經濟發達の順序を説明せよ。
- 36 欲望と經濟活動との關係を論ずべし。
- 37 勞力の何たるかを述べ其種類を擧ぐべし。
- 38 信用證券の種類を擧げて其の經濟上の作用を述べよ。

類似問題

附 録 之 部

- 39 賃金を決定する原因如何。
- 40 財政の意義を明かにし其の特質に論及せよ。
- 41 歳出、歳入兩者の關係を説明すべし。
- 42 歳出に關する原則を述べよ。
- 43 左の語の意義を明かにせよ。
- (イ) 税源。(ロ) 税率。(ハ) 租税の單位。(ニ) 累進税率。
- 44 租税の意義を述べ其の本質に論及せよ。
- 45 直接税と間接税との區別を説明し、兩者の長短につき各自の意見を述べよ。
- 46 租税が經濟上に及ぼす影響如何。
- 47 鐵道國有論者の論點を擧げて批評せよ。
- 48 專賣官業の利害を論ずべし。
- 49 公債の性質を明かにし其の利害に論及せよ。
- 50 起債並に公債償還の方法を述べよ。

附 録 之 部

- 39 賃金を決定する原因如何。
- 40 財政の意義を明かにし其の特質に論及せよ。
- 41 歳出、歳入兩者の關係を説明すべし。
- 42 歳出に關する原則を述べよ。
- 43 左の語の意義を明かにせよ。
(イ) 税源。(ロ) 税率。(ハ) 租税の單位。(ニ) 累進税率。
- 44 租税の意義を述べ其の本質に論及せよ。
- 45 直接税と間接税との區別を説明し、兩者の長短につき各自の意見を述べよ。
- 46 租税が經濟上に及ぼす影響如何。
- 47 鐵道國有論者の論點を擧げて批評せよ。
- 48 專賣官業の利害を論ずべし。
- 49 公債の性質を明かにし其の利害に論及せよ。
- 50 起債並に公債償還の方法を述べよ。

教員免許令

(明治三十三年三月三十日勅令第百三十四號)

第一條 特別の規定ある場合を除くの外教員免許状を授與するは本令の定むる所に依る。

第二條 特別の規定ある場合を除くの外本令に依り免許状を有する者に非ざれば教員たることを得ず但し文部大臣の定むる所に依り免許状を有せざる者を以て教員に充つることを得。

第三條 教員免許状は教員養成の目的を以て設置したる官立學校の卒業者又は教員檢定に合格したる者に文部大臣之を授與す。

第四條 教員檢定は試験檢定及無試験檢定とし教員檢定委員之を行ふ。

第五條 左の各號の一に該當する者は教員檢定を受くることを得ず(一)禁錮以上の刑に處せられたる者但し國事犯にして復権したる者は此の限に在らず(二)信用若くは風俗を害する罪を犯して罰金の刑に處せられ又は監視に付せられたる者(三)破産者は家資分散の宣告を受け復権せざる者又は身代限りの處分を受け債務の辨償を終へざる者。

第六條 教員檢定を出願する者は手数料として一科目毎に金參圓を納付すべし。

第七條 教員檢定に關する規程は文部大臣之を定む。

第八條 教員免許狀を受けたる者の氏名族籍及免許の學科は官報を以て之を公告す。

第九條 教員免許狀を有する者其の氏名族籍を變更し又は免許狀を毀損亡失したるときは其の事由を記し免許狀の書換若は再渡を文部大臣に出願することを得、前項に依り免許狀の書換若は再渡を文部大臣に出願する者は手数料金壹圓を納付すべし。

第十條 教員免許狀を有する者第五條各號の一に該當したるときは免許狀は其の効力を失ふ。

第十一條 教員免許狀を有する者不正の所爲其他教員たるべき體面を汚辱するの所爲ありて其の情狀重しと認むるときは文部大臣は其の免許狀を褫奪す。

第十二條 本令に依り納付すべき手数料は收入印紙を用ゐる之を願書に貼附すべし其の既に納めたる後は何等の事情あるも之を還付せず。

附 則

第十三條 本令は明治三十三年四月一日より之を施行す。

第十四條 本令施行前文部大臣に於て授與したる師範學校、中學校、高等女學校の教員免許狀及舊東京師範學校に於て授與したる中學師範學科卒業證書は本令に依り授與したる教員免許狀と同一

に効力を有す。

教員檢定に關する規定

(明治三十三年六月文部省令第十號 明治三十四年同令第十二號 明治三十六年同令第二號 明治四十年同令第十三號改正 明治四十一年十一月同令第三十二號再改正) (明治四十五年三月十五日同令第三十二號改正)

第一條 教員檢定は受験人の學力、品行、身體に就き教員たるに堪能なるや否やを檢定するものとす。

第二條 檢定を爲すべき學科目左の如し但し法制及經濟の試験檢定は修身若は教育の免許狀を有する者の外修身若は教育を併せて出願するにあらざれば之を行はず此場合に於ては其手数料に關しては之を一學科目と看做す。

修身 教育 國語漢文 英語 佛語 獨語 歴史 地理 數學 物理及化學 博物 理科 法制及經濟 習字 圖畫 家事 裁縫 體操 音樂 簿記 農業 商業 手工 手藝
歴史は日本史東洋史、西洋史の二部に數學は算術代數幾何、三角法、解析幾何、微分積分の四部に物理及化學は物理、化學の二部に博物は動物及生理、植物、礦物の三部に圖書は毛筆書用器畫、鉛筆書用器畫の二部に、手藝は刺繡、造化、編物、染色、機織の五部に分ちて檢定を出願するこ

とを得此の場合に於て一學科目の一部若は數部の検定を出願するも其の手数料に關しては一學科目と看做す、手藝は染色若くは機械を出願する者裁縫と併せ出願する者、又裁縫若は手藝の免許狀を有する者の外二部以上に就きて検定を出願するに非れば、試験を行はず。但染織、機械に就きては當分の中試験検定を行はず前項但書の規定に依り裁縫と手藝の一部とを併せ出願する場合に於ては其の手数料に關しては一學科目と看做す。三角法は算術代數幾何に解折幾何は三角法に微分積分は解折幾何に合格したる上にあらざれば検定を行はず。

第三條 試験検定は毎年少くとも一回之を行ひ無試験検定は隨時之を行ふ、試験検定の出願期限及試験を爲すべき學科目は文部大臣に於て之を告示し試験施行の期日は教員検定委員會長に於て之を公告す。

第四條 検定を受けむとする者は第一號書式の願書に左の書類を添へ試験検定に在りては豫備試験を受くべき者は其の受験地の地方廳其の他の者は便宜の地方廳を經由し無試験検定に在りては地方廳若は當該學校を經由して文部大臣に出願すべし(一)第二號書式の履歴書及學業證書若は教員免許狀の寫(二)第三號書式の學校醫の身體検査書但し學校醫の設置なき地に在りては明治三十一年文部省令第七號第一條若は第二條に該當する資格ある醫師の検査書を以てするも妨げなし地方

長官又は當該學校長は本人の品行に就き意見を具申することを要す。

第五條 左の各號の一に該當する者は試験検定を受くることを得但第二號に該當する者にありては一箇年以上在學し卒業したる者に限る。(一)中學校卒業者、(二)高等女學校卒業者、(三)専門學校入學者檢定規定に依る試験檢定に合格したる者、(四)専門學校入學者檢定規程第八條第一號に依り一般の専門學校入學に關し指定を受けたる者、(五)小學校本科正教員の免許狀を有する者、(六)尋常小學校本科正教員の免許狀を有する者(七)明治四十二年二月以前に於て教員免許令に依り授與せられたる教員免許狀を有する者

第六條 前條の外左の各號の一に該當する者は某學科目に限り試験檢定を受くることを得、(一)外國に於て師範學校、中學校、高等女學校に準すべき學校を卒業したる者に在りては英語科、佛語科、獨語科、(二)文部大臣に於て適當と認定したる學校を卒業したる者に在りては數學科、物理及化學科、理科、博物科、裁縫科、手藝科、(三)高等女學校實科又は實科高等女學校に於て一箇年以上在學し卒業したる者に在りては理科家事科縫裁科手藝科、(四)徵兵令第十三條に依り中學校と同等以上と認定せられたる甲種農學校を卒業したる者に在りては農業科、(五)徵兵令第十三條に依り中學校と同等以上と認定せられたる甲種商業學校を卒業したる者に在りては商業科、簿

記科、(六)徴兵令第十三條に依り中學校と同等以上と認定せられたる工業學校を卒業したる者に在りては圖書科、手工科、(七)第七條第一號及第四號に該當する者に在りては文部大臣に於て適當と認めたる學科

第七條 左の一に該當する者は文部大臣の適當と認めたる學科目に關し無試験檢定を受くることを得、(一)文部大臣の指定したる學校の卒業者及選科修了者、(二)第五條第一號乃至第五號に該當する者にして卒業者の教員無試験檢定に關し文部大臣の許可を受けたる公立私立學校に入り三學年以上在學して卒業したる者但し修業年限四箇年の高等女學校の卒業者に在ては家事裁縫手藝の一科目又は數科目を修むる者の外修業年限は四箇年以上とす、(三)第五條第一號乃至第五號に該當する者又は中學校高等女學校と同等以上の學校の卒業者にして更に外國大學校若は之に準すべき學校に於て修學し學位若は卒業證書を受領したる者、(四)外國に於て師範學校、中學校、高等女學校に準すべき學校を卒業し更に大學校若は之に準すべき學校に入り修業し學位若は卒業證書を受領したる者

第八條 試験を分ちて豫備試験及本試験とす但し學科目の種類に依り豫備試験を行はざることあるべし、豫備試験を施行する科目に在りては豫備試験に合格したる者にあらざれば本試験を受くる

ことを得ず。第二條但書の修身若は教育の免許狀を有せざる者に對する法制及經濟の本試験は修身若は教育の本試験に合格するにあらざれば之を行はず。第二條第三項の規定により裁縫と手藝の一部とを併せ出願したる者に對する手藝の本試験は裁縫の本試験に合格するにあらざれば之を行はず。

第九條 試験は受験人出願の學科目に就きその教員たらんとする學校の學科目を教授するに足るべき程度を標準とし教育の大意及教授法を併せて之を行ふものとす。但教育科出願者及教員免許令に依り授與せられたる教員免許狀並小學校本科正教員免許狀を有する者に對しては本文教育の大意に關する試験を行はず。

第十條 豫備試験は願書經由の地方廳所在地に於て之を行ふ前項試験の施行は東京府を除くの外地方廳長官之を監督す。本試験を行ふべき場所は教員檢定委員會々長に於て之を公告す。

第十一條 體操科の試験檢定を出願したる者にして左の各號の一に該當する者に就きては兵式體操の試験を行はず、(一)陸軍歩兵科士官(二)陸軍歩兵科下士任官後滿四年以上現役に服したる者。(三)女子。

第十二條 國語及漢文科の試験檢定を受けたる者にして國語漢文の一に關し成績佳良なるときは教

員檢定委員長は其の部分の成績に關し證明書を授與すべし、前項の證明書を受けたる者にして更に同一學科目に就き試験檢定を申請したるときは其證明書に記載せざる部分に就き本試験を行ふ。

第十三條 不正の方法に依り試験を受けむと企てたる者及試験に關する規定に違背したる者は試験を受けることを得ず、檢定に合格したる後前項の事實發覺したるときは其の合格を無効とすることあるべし。

附 則

第十四條 本令は明治四十二年三月一日より之を施行す。(明治四十年改正令附則)

本令は明治四十四年四月一日より施行す(明治四十一年十一月改正令附則)

本令は明治四十五年四月一日より施行す。但第十一條及第一號書式は明治四十六年(即ち大正二年)四月一日より之を施行す。本令施行前高等女學校の技藝科專修科を卒業したる者又は本令施行の際現に高等女學校の技藝科專修科に在學する者の檢定に關しては仍從前の規定に依る。明治四十五年四月以前の各種學校卒業者にして文部大臣に於て第五條第二號及第六條第二號に該當する者と同等の學力ありと指定したる者は明治四十八年(即ち大正四年)三月まで試験檢定を受く

ることを得(明治四十五年三月十五日改正令附則)

第十五條 明治三十二年文部省令第五號第二條に依り許可を受けたる學校に現に在學する生徒に對しては其の修業年限は第七條第二號に依らざることを得。

第十六條 左の各號の一に該當する者は第五條及第六條の規定に拘らず試験檢定を受くることを得但し第一號に該當する者に關しては本令施行後三箇年間に限る。

一明治四十年四月二十五日現に師範學校中學校高等女學校又は徵兵令第十三條に依り中學校と同等以上と認定せられたる實業學校の教員の職に在りたる者

二前號に該當する者にして試験檢定を受け教員免許狀を授與せられたる者

第十七條 明治四十年文部省令第十三號は之を廢止す。

第一號式 (用紙美濃紙)

教員檢定願

本籍

現住所

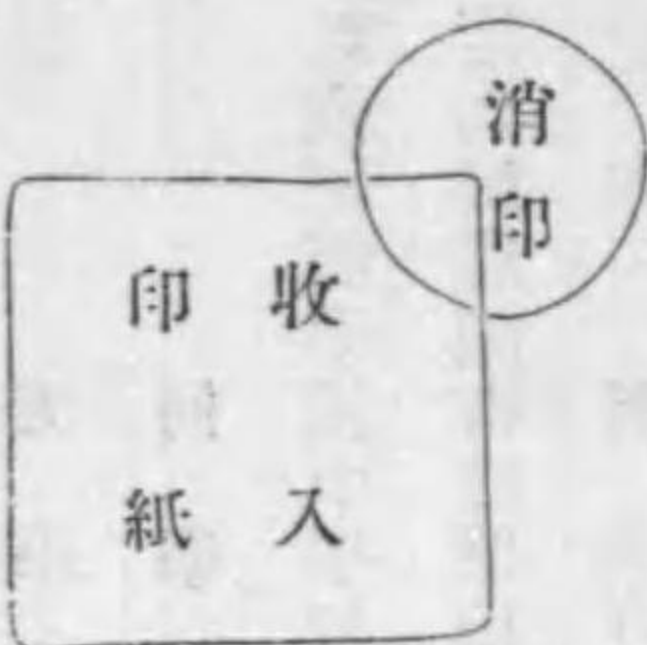
族籍 氏

名

生 年 月

四七一

附 録



(受験資格)

何學科 何學科
何學科

私儀師範學校中學校高等女學校教員志願ニ付キ前記ノ學科ニ就キ試驗檢定(無試驗檢定)相受
度別紙履歷書並學校醫ノ身體檢查書相添ヘ此段相願候也

年 月 日

右

何 某 印

文部大臣 何 某 殿

第二號書式 (用紙美濃紙)

履 歷 書

氏 名

學 業

一年月日何學校ニ入學年月日何科卒業 證書寫別紙ノ通

一年月日何々ニヨリ何免許狀ヲ受ク 免許狀寫別紙ノ通

業 務

一年月日何官職拜命或ハ何業ニ從事年月日依願免官或ハ廢業又ハ現今在職從事等

賞 罰

一年月日何所ニ於テ何々ニ就キ何賞ヲ受ク或ハ何罰ヲ受ク

右之通相違無之候也

年 月 日

右

何 某 印

第三號書式 (用紙美濃紙記載方ハ別記身體檢查書記載心得方ニ依ルヘシ)

身 體 檢 查 書

族 籍

何 某

生 年 某 月

一 體 格

附 錄

- 一身 長
- 一體 重
- 一胸 圍
- 一中心視力、色盲、眼病
- 一聽力、耳疾
- 一呼吸器
- 一神經系
- 一皮膚
- 一言 語
- 一既往現在ノ疾病又ハ畸形
- 右検査候處相違無之候也

年月日検査

住所

何學校醫

(學校醫ニアラサル者ナルトキハ
學位若ハ其資格ヲ記載スベシ)

何 某 印

別記

身體検査書記載方心得

一検査の表記及身長體重胸圍聽力等の検査方法は明治三十三年文部省令第四號學生生徒身體検査規程に準すべし。

一體格の強健と稱するものは發育營養共に佳良にして其の身長(糶)を以て體重(疋)を除したる商〇、二六以上且
〇、三二以上且無病健全の者を指す。

中等と稱するは發育營養共に通常にして其身長(糶)を以て體重(疋)を除したる商〇、二六以上且
無病の者を指す。

薄弱と稱するは發育營養共に不十分なるか或は身長(糶)を以て體重(疋)を除したる商〇、二六未
滿なるか或は強度の脊柱彎曲、扁平胸、狭小胸若は全身の健康に直接の關係ある慢性の疾患ある
者を指す。

一中心視力は「ステルレン」氏の試視力表に依りて其記載方は〇と記すべし但し遠視若は近視にあ
りては二十尺の距離に於て二十號を明視し得る眼鏡の度を記載すべし。

色盲は其の有無、若し其の患ある者は何盲色と記載すべし。
 一呼吸器は理學的診斷の成績を記載すべし。
 一神経系は中樞若は末梢神経に障害の有無を記載すべし。
 一皮膚は主として傳染症皮膚病の有無を記載すべし若し顔面等に現はれたる皮膚病あるときは之をも記載すべし。
 一言語は明朗、吃、哽聲等を記載すべし。
 一既往現在の疾病又は畸形は腦病、肺病、肋膜炎、脚氣等の會患、肺病、心臟病、胃腸病等の現在及顯著なる畸形を記載すべし。

文檢
 修身教育問題解答終

大正二年五月三日印刷
 大正二年五月十二日發行

奥附
 定價金壹圓貳拾錢



著者 稻毛金七
 著者 近藤新一
 發行者 市川市郎
 印刷人 佐久間衡治
 印刷所 株式會社 英舍
 東京市本郷區駒込千駄木町四十七番地
 東京市京橋區西紺屋町廿七番地

發行所

東京市本郷區駒込千駄木町四十七番地
 内外教育評論社
 (振替口座東京二七三〇番)

文學士 大嶋正徳主筆

内外教育評論

毎月一回一日發行
四六二倍九十頁内外
定價郵稅共拾六錢
半年分稅共九拾錢
一年分稅共壹圓八拾錢

- 教育雜誌界の明星!!
- 謹嚴にして堂々たる論評!!
- 國家社會の大局よりの觀察!!
- 正確なる事實の報告者!!
- 教育社會の革新兒!!
- 文檢受験者の指針盤!!
- 外國教育界の紹介者!!

文部省教員檢定試験を受けんとする人は、常に如何なる参考書を読むべき乎、如何なる勉強をなすべきか、如何に試験せらるべき乎、如何なるが大部分の受験者の缺點乎、如何なる人が合格する乎、等を明かにせざるべからず、而して此等の諸問題は時勢の變遷、教育思潮の推移、委員の移動、其他によりて解釋を異にせざるべからざること多し、左る場合には本誌は其の一部を割愛して、常に適切周到なる報導評論を怠らざるものなり。

發行所 大賣捌

東京市本郷區駒込千駄木町四七番
振替貯金口座東京一七三〇番
東京堂 東海堂 北隆館

内外教育評論社 上田屋 良明堂

内外教育評論社編輯部編纂 (五月中旬製本出來)

増補 文部檢定 受験指針 七版

菊判六百餘頁
定價送料共壹册
金壹圓八錢

▼附録 教員免許令及檢定試験細則 第廿四五六回豫備本試問題集

本書は文部省檢定試験委員數十氏の述べたる受験心得を經とし最近合格者の實地經歷談を緯として文檢志願者は「如何なる参考書を如何なる順序に讀むべき乎」「其参考書中受験に最も價値あるものは何か」「其研究法は如何にすべき乎」「實地は如何にして研究すべき乎」「時間を如何に利用すべき乎」「試験問題に對する解答の實際如何」「其他研究上受験上如何なる注意を要する乎」等受験に關する一切を闡明したるもの也。本書が如何に受験者を裨益せしかは、昨年第四版發行以來僅々半歳にして版を重ねる三回、而も忽ちにして一冊の殘本無きに至りたるにて知るを得べし。本社は今回更に新設理科に關する委員の注意及合格者内田晶三氏の受験談、「新合格者の裁縫科受験記及びその答案」「檢定改正規則全部」「第廿六回豫備本試験問題集」及び受験圖書購入の便を計りて本誌記者が苦心調査せる『参考書の定價發行所索引』等を添附し、五月中旬を以て増補第七版を刊行せんとす。苟くも文檢に應ぜんと欲するもの及ある一學科を専門に研究せんとするものは須らく本書を座右に備へざるべからず

發行所

東京市本郷區駒込千駄木町四七番
振替口座東京一七三〇番

内外教育評論社

稻毛 詛風 氏著

若く教育者の自覚書

四六判二百卅餘頁
金一冊送六錢
金五拾六錢

▼發行以來僅か二箇月にして再版盡き増補第參版成る!!

著者は新らしき倫理學者を以て任ずる有望なる青年思想家也。眇たる小學教師より起ちて自學十年前後四回の檢定に合格し更に昨夏早大哲學科を最優等にて卒業す頭腦の明敏と意志の剛宕と見るべきのみ。而も氏は斷じて圖書堆裡の腐儒に非ずして常に自己と人生とを憂ふる多感なる志士の偉あり。氏一度教育界を去るや教育界の謀反者と自稱す、而も斯界と小學教師の運命を思ふ一念切々の熱誠は、遂に勃發して本書を成す。本書は正しく教育者に對する覺醒の警笛也。奮闘と慰安とを與ふる福音書也。滿天下の有なる教育者に共鳴する悶々たる情を披瀝せる者は本書也。奮闘と慰安とを與ふる福音書也。生活と學界の眞情とを糾剔して百花燦爛の觀を呈す。小冊なれども全卷一の空言無熱誠の氣紙面に機微と學理の精到とを多感にして自助の觀を呈す。小冊なれども全卷一の空言無熱誠の氣紙面に横溢と批判の加ふるに潤麗の筆となり、大膽赤裸々に告自せらる。前半生は文藝に精通せる氏の觀照眼と如何に天下の教育者なる動かしたるかは、一國の教育者より初版を賣盡し、次で忽ちにして重版亦本書が如何に天下の教育者なる動かしたるかは、一國の教育者より初版を賣盡し、次で忽ちにして重版亦盡くるの盛況に徴して明かなるのみならず、全國の教育者より初版を賣盡し、次で忽ちにして重版亦に、今回特に下田東京女子高等師範學校教授、藤井東京帝國大學講師の批評的論議及び著者詛風氏に「出版後の戦慄」なる長篇を附し、茲に第參版を發行せり。未だ本書を手にせざるの士は速に本書に接して精神上の洗禮を受くるを可とす。

發行所

東京市本郷區駒込千駄木町四七
振替口座東京二二七三〇番

内外教育評論社

329
69

12 11

終

